

第Ⅴ章

国有林野の管理経営

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全をはじめ、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、平成25(2013)年4月の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、林業の成長産業化に向けた貢献等に取り組んでいる。

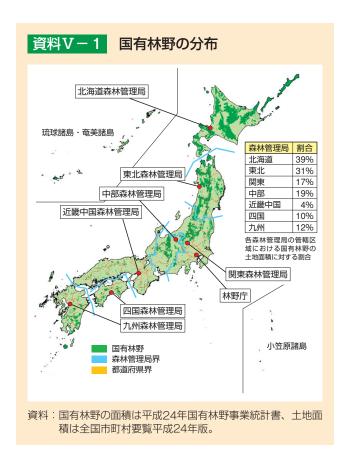
本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的取組について記述する。

1. 国有林野の役割

(1)国有林野の分布と役割

国有林野は、758万haの面積を有しており、これは我が国の国土面積(3,780万ha)の約2割、森林面積(2,508万ha)の約3割に相当する。土地面積に占める国有林野の割合は地域によって異なり、北海道森林管理局及び東北森林管理局管内では3割以上であるのに対し、近畿中国森林管理局管内では1割未満等となっている(資料V-1)。

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の滋養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。また、国有林野は、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、国有林野の生態系は、里山林、渓畔林、海岸林等として、農地、河川、海洋等の森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様



性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

一方、国有林野は都市近郊(北海道野幌、東京都 高尾山、京都府嵐山等)や海岸付近(福井県気比の松 原、佐賀県虹の松原等)にも分布し、保健休養や森 林との触れ合いの場を提供している。

このような国有林野の有する多面的機能は、広く 国民全体の利益につながるものであり、昨今の頻発 する自然災害への対応や地球温暖化の防止に対する 国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させるこ とが求められている。

(2)国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている*1。

国有林野事業は、戦後は林産物の供給に重点が置かれ、その事業を企業的に運営するため特別会計(国有林野事業特別会計)において経理されてきたが、平成10(1998)年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする管理経営方針に大きく転換した。平成25(2013)年度には、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織、技術力及び資源を活用して我が国の森林・林業の再生へ貢献するため、国有林野事業は一般会計で行う事業に移行した。

林野庁では、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を1期とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。現行の管理経営基本計画は、平成26(2014)年4月から平成36(2024)年3月までの10年間を計画期間として、一般会計移行後初めて平成25(2013)年12月に策定された。

* 1

2. 国有林野事業の具体的取組

平成28 (2016) 年度の国有林野事業については、 国有林野事業の一般会計化等を踏まえ平成25 (2013) 年12月に策定された管理経営基本計画に 基づき取り組まれた。

以下では、国有林野事業の管理経営の取組を、「公益重視の管理経営の一層の推進」、「林業の成長産業化への貢献」及び「「国民の森林」としての管理経営等」の3つに分けて記述する。

(1)公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の期待は、国土の保全や水源の 強養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全 等、公益的機能の発揮を中心として多岐にわたって いる(資料V-2)。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、民有林との一体的な整備・保全を実施し、民有林を含めた面的な機能発揮に積極的に取り組んでいる。

(ア)重視すべき機能に応じた管理経営の推進

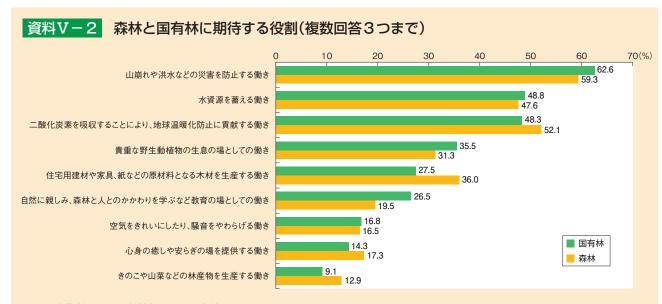
(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林 野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイ プ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料V-3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた

資料V-3 機能類型区分ごとの管理経営の 考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha	根や表土の保全、下層植生の 発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha	良好な自然環境を保持する森 林、希少な生物の生育・生息 に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・ 造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵 抗性がある樹種から構成され る森林の維持
が 水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、 広葉樹の導入による育成複層 林への誘導等を推進し、森林 資源の有効活用にも配慮

注:面積は、平成28(2016)年4月1日現在の数値である。 資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する 基本計画の実施状況」



注1:消費者モニターを対象とした調査結果。

2: この調査での「消費者」は、農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる

環境にある者。

資料:農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定 供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画 的に供給することにより、その機能を発揮するもの と位置付けている。

国有林野においては、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加し、人工林の約半分が10齢級以上の森林になることから、将来的に均衡が取れた齢級構成を目指すとともに、森林生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていく必要があるため、長伐期化、複層林化、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針広混交林化を促進する施業等に取り組んでいる。

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な

森林が多く存在し、平成27(2015)年度末現在で国有林野面積の90%に当たる685万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。国有林野事業では、国民の安心・安全を確保するため、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の整備や災害からの復旧、保安林の整備等を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した 山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推 進する「国有林直轄治山事業」を行っている。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の 復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公 共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」

事例V-1 国有林林道を緊急避難路として活用

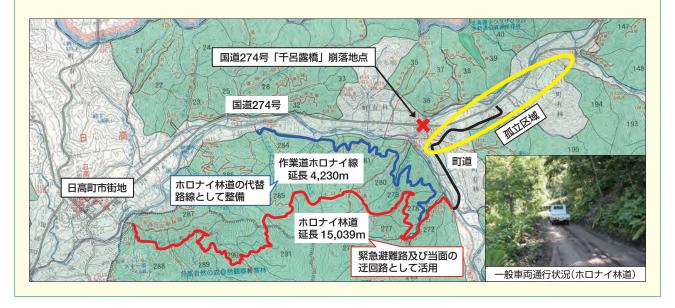
平成28(2016)年8月30日に東北地方太平洋側から上陸した台風第10号は、その通過に伴い北海道地方に豪雨をもたらした。

この大雨により31日午前2時頃に白高地方を流れる沙流が が増水し、白高町中心部につながる国道274号線の橋梁(千宮 露橋)が崩落し、同町千栄集落が孤立する事態となった。

この事態を受け、北海道森林管理局日高北部森林管理署(北海道沙流郡日高町)は同日未明から同町と調整し、地区住民等の安全を確保するため、国道274号線の迂回路として国有林野内のホロナイ林道及び作業道ホロナイ線を、一般車両でも通行



できるよう緊急に整備した。この結果、31日午前6時半頃には緊急避難路が開通し、同日午後3時までに住民46世帯75人の避難が完了した。その後9月13日の仮設橋梁の開通まで、これらの林道及び作業道は、生活道路等として地域に活用された。



と「直轄地すべり防止事業」を行っており、平成28(2016)年度においては、15県21地区の民有林でこれらの事業を実施した。

また、国有林と民有林との間での事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的に開催するとともに、国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、国有林と民有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国 有林野内の被害状況を速やかに調査する一方で、被 災した地方公共団体に対する調査職員の派遣や、ヘ リコプターによる広域的な被害状況の調査等、早期 復旧に向けた迅速な対応に加え、地域住民の安全・ 安心の確保のための取組を通して、地域への協力・ 支援に取り組んでいる(事例V-1)。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林 の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、 林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道を、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて組み合わせた路網整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、平成27(2015)年度末における路線数は13,227路線、総延長は45,402kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。また、橋梁等の施設について、長寿命化を図るため、点検、補修等に関する計画の策定を進めている。

さらに、国有林と民有林が近接する地域においては、民有林と連携して計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例V-2)。

(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、

コラム 火山噴火など山地災害への対策

平成26(2014)年7月に台風第8号及び梅雨前線の影響により発生した長野県木曽郡南木曽町梨子沢等の土石流等の山地災害と、同9月に発生した御嶽山の噴火による火山災害は、木曽谷地域に甚大な被害をもたらした。

中部森林管理局では、速やかに被災状況を把握し、地元の地方公共団体に情報提供したほか、二次災害を防止するため、土石流発生のおそれの高い現場付近に監視カメラ、雨量計、サイレン等を設置するとともに、新たな治山ダムの設置及び破損した治山ダムの補修を行うなど、様々な災害対策を実施した。

これらの取組が二次災害の防止や地域住民の安全・安心の確保に大きく貢献したとして評価され、中部森林管理局計画保全部治山課、木曽森林管理署、同署南木曽支署は、平成29(2017)年2月に平成28年度人事院総裁賞注を受賞した。

注:多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼 を高めることに寄与したと認められる国家公務員に対し贈られる賞。



御嶽山のふもとに設置された 監視カメラと気象観測装置



梨子沢に新たに設置された治山ダム

保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・ 管理に取り組んでいる。平成27(2015)年度には、 全国の国有林野で約11万haの間伐を実施した(資 料V-4)。

また、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素 の吸収能力の低下や、資源の充実に伴う伐採面積の 増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸 収作用の保全及び強化を図る必要があることから、 効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努 めながら、主伐後の確実な再造林に率先して取り組 むこととしている。平成27(2015)年度の人工造 林面積は、全国の国有林野で約0.6万haとなってい る。

さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の 森林整備の推進に加え、木材による炭素の貯蔵にも 貢献することから、森林管理署等の庁舎の建替えに ついては、原則として木造建築物として整備すると ともに、林道施設や治山施設の森林土木工事等にお いても、間伐材等を資材として積極的に利用してい る。平成27(2015)年度には、林道施設で約0.7万

m、治山施設で約9.0万mの木材・木製品を使用し た(事例V-3)。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保 全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、



資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する 基本計画の実施状況」、林野庁「森林・林業統計要覧」

事例V-2 民有林と連携した路網の整備

九州森林管理局長崎森林管理署(長崎県諫早市)では、五島森林組 合及び五島市との間で「森林整備推進協定」(区域面積941ha)を平成 27(2015)年3月に締結し、国有林と民有林が連携した間伐等の施 業の実施や効率的な路網整備を推進している。

この協定に基づき、国有林と民有林を一体とした延長8.1 kmの林業 専用道を整備することとなり、民有林に係る部分については、平成 27 (2015) 年度に着工した。国有林に係る部分については、平成29 (2017)年度の着工に向けて、平成28(2016)年度に測量設計に着 手した。

また、同協定に参画する組織と定期的に運営会議を開催し、情報 の交換及び共有を図っており、このような取組により、効率的な森 林施業が推進され、五島地域の森

林・林業の活性化が期待される。





民有林施工の林業専用道



運営会議の様子

モニタリング調査の実施、渓流等と一体となった森林の連続性の確保による森林生態系ネットワークの 形成に努めている。これらの取組は、平成24(2012) 年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」にも生物多様性の保全と持続的な利 用を実現するための具体的施策として位置付けられ

事例V-3 治山施設における木材利用の推進

中部森林管理局では、森林土木工事における木材・木製品の積極的な利用を推進している。

岐阜森林管理署(岐阜県下呂市)管内では、荒廃渓流において堆積した不安定土砂の流出を防止し復旧を図る

答正工の施工において、残存型枠に 国産材33㎡を使用した。残存型枠には、三面挽き加工した丸太材を使用することにより、塑枠組立時に部材同士の隙間がなくなり施工性が向上するとともに、周辺景観との調和が図られた。





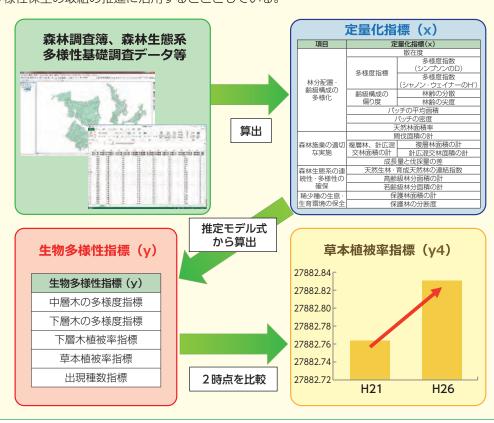
谷止工

三面挽き加工した丸太材

事例V-4 国有林野事業における生物多様性を定量的に評価する手法の検証・開発

生物多様性保全に対する関心や期待の高まりの中、国有林では、国有林野における生物多様性の状況を定量的に評価する仕組みを構築するため、定量化手法の検証・開発に取り組んできた。

平成27 (2015) 年度には、国有林の森林調査簿や森林生態系多様性基礎調査データ等から生物多様性指標 (y) を算出し、過去の異なる2つの時点の数値を比較して変化傾向をみることで、継続して生物多様性の状況を把握することが可能となり、次期森林計画での検討に活用できるよう整備を行った。このため、今後は、森林施業の影響を把握し、データを蓄積していくことで、各森林計画区での生物多様性の変化傾向を捉えて、国有林野における生物多様性保全の取組の推進に活用することとしている。



ている。

また、国有林野事業における生物多様性の保全と 持続的な利用を推進するため、生物多様性を定量的 に評価する仕組みの検討を進めている(事例V-4)。

各森林管理局の森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センター等では、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。また、世界自然遺産*2等のように、来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

(保護林の設定)

国有林野事業では、世界自然遺産をはじめとする原生的な森林生態系や、希少な野生生物の生育・生息の場となっている生物多様性保全の核となる森林等を「保護林」に設定している(資料V-5)。平成

資料V-5 「保護林」と「緑の回廊」の位置図 ⑤白神八甲田緑の同原 の北 F高地緑の回廊 奥羽山脈緑の同原 ①緑の回廊雨飾・戸隠 会津山地緑の同廊 ①日光・吾妻山地緑の回廊 20越美山地緑の回廊 -12緑の回廊日光線 ☆緑の回廊=国線 個秩父山地緑の回廊 15円沢緑の , 6富士山緑の回廊 保護林 緑の回廊 国有林野 4大隅半島緑の回廊 100 200km 注: 平成28 (2016)年4月1日現在。

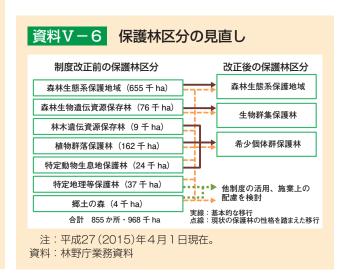
27(2015)年4月現在、約96万8千haが設定されている保護林では、森林の厳格な保護・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関する定期的なモニタリング調査を実施して、森林生態系の保護・管理や区域の見直し等に役立てている。

(保護林制度の見直し)

国有林野における保護林制度は、大正4(1915)年に学術研究等を目的に発足し、平成27(2015)年に創設から100年を迎えた。創設以来、原生的な天然林や希少な野生生物の保護等において重要な役割を担ってきた同制度は、時代に合わせて制度の見直しを行いながら成果を上げてきたが、近年の森林の生物多様性保全に対する国民の認識の高まりや学術的な知見の蓄積を踏まえ、平成27(2015)年9月にその改正を行った*3(資料V-6)。

この改正では、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分を導入し、これまで7種類であった保護林を3種類に再編したほか、自立的復元力を失った森林を潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導する「復元」の考え方を導入するとともに、保護林管理委員会への管理の一元化による簡素で効率的な管理体制の構築等を行った。

見直しに伴い、平成27(2015)年度に「木曽生物群集保護林」を長野県及び岐阜県の木曽地方に新たに設定するなど、保護林の設定・変更等を行った。



- *2 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」(北海道)、「白神山地」(青森県及び秋田県)、「小笠原諸島」(東京都)及び「屋久島」(鹿児島県)の4地域となっている。
- *3 保護林制度の改正の概要については、「平成27年度森林及び林業の動向」の174ページを参照。

(緑の回廊の設定)

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結 ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を 促進し、種の保全や遺伝子多様性を確保することを 目的として、民有林関係者とも連携しつつ、保護林 を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設 定している。平成27(2015)年度末現在、国有林 野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設 定面積は58.3万haであり、国有林野面積の8%を 占めている(資料V-5)。

緑の回廊では、猛禽類の採餌環境や生息環境の改 善を図るためのうっ閉した林分の伐開、人工林の中 に芽生えた広葉樹の積極的な保残など、野生生物の 生育・生息環境に配慮した施業を行っている。また、 森林の状態と野生生物の生育・生息実態に関するモ ニタリング調査を実施し、保全·管理に反映している。 (世界遺産等における森林の保護・管理)

世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺 産は、その陸域のほぼ全域 (95%) が国有林野であ る(資料V-7)。国有林野事業では、遺産区域内の 国有林野のほとんどを世界自然遺産の保護担保措置 となっている「森林生態系保護地域」(保護林の一種) に設定し、厳格な保護・管理に努めている。また、 地元の関係者と連携しながら、希少な野生生物の保

護や外来種等の駆除による固有の森林生態系の修 復、利用ルールの導入や普及啓発等の保全対策に取 り組んでいる。世界自然遺産の国内候補地である 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児 島県及び沖縄県)の国有林野については、平成27 (2015)年度に西表島森林生態系保護地域を拡充 し、世界自然遺産登録に向けた保護担保措置の強化 を行うなど、貴重な森林生態系の保護・管理対策に 取り組んでいる。

世界自然遺産の「小笠原諸島」(東京都)が、世界 遺産一覧表への記載が決定されてから平成28 (2016)年で5周年を迎えたことを踏まえ、関東森 林管理局では、関係機関と連携して記念シンポジウ ムの開催に取り組んだ*4。

我が国の世界自然遺産における 資料 V − 7 国有林野の割合

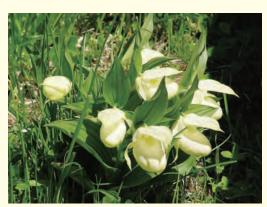
遺産名	陸域面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	国有林野 の割合
知床	48,700	45,989	94%
白神山地	16,971	16,971	100%
屋久島	10,747	10,260	95%
小笠原諸島	6,358	5,161	81%
計	82,776	78,381	95%

資料: 林野庁経営企画課調べ。

事例V-5 レブンアツモリソウの保護増殖

北海道の礼文島のみに生育するレブンアツモリソウは、絶滅 が危惧されていることから、平成8 (1996)年から農林水産省 と環境省が共同で保護増殖事業^注を実施している。礼文島最大 の群生地である鉄府地区30haにおいては、個体数を把握する ため、無人航空機等を用いた写真判読による生育個体数推定の 調査を、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度まで実 施し、生育株数を約4.300株と推定し、その結果を公表した。

また、保護増殖事業の実施に当たっては、レブンアツモリソ ウが自然状態で安定的に存続できる状態を長期的な目標とした 上で、北海道森林管理局では、環境省北海道地方環境事務所及 び礼文前と共同で、平成28(2016)年11月に「レブンアツモ



レブンアツモリソウ

リソウ保護増殖ロードマップ | を策定し、10年間の中期目標と管理計画を定め、より効果的に事業を展開するこ ととした。

注:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第46条の規定に基づく国内希少野生動植物種の保存のための

一方、世界文化遺産についても、「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県及び静岡県)など、その構成資産等に国有林野が含まれるものが少なくない。国有林野事業では、これらの国有林野についても厳格な保護・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

また、「世界文化遺産貢献の森林」として、京都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島の営島における約4,600haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク*5」については、「綾」(宮崎県)、「宍莧」(福島県)及び「南アルプス」(山梨県、長野県及び静岡県)では、その核心地域*6及び緩衝地域*7に所在する国有林野を「森林生態系保護地域」等に設定しており、厳格な保護・管理を行っている。その他のユネスコエコパーク、同推薦地域である「祖母・が償・宍前」(大分県及び宮崎県)、「みなかみ」(群馬県及び新潟県)に所在する国有林野でも保護林や緑の回廊を設定するなどしており、厳格な保護・管理や野生生物の生育・生息環境に配慮した施業等を行っている。

(希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持及び改善等に取り組んでいる(事例V-5)。一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の、野生鳥獣による森林被害が深刻化しており、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、国有林野事業では、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、関係者等と連携しながら効果的な手法の実証に取り組んでいる。また、併せて防護柵の設置等による被害の防除、生息又は生息環境の保全・管理、被害箇所の回復措置、捕獲による個体数管理に積極的に取り組んでいる(事例V-6)。

(自然再生の取組)

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣、松 くい虫等の病害虫や、強風や雷等の自然現象によっ て被害を受けた森林について、その再生及び復元に 努めている。

また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が 可能となる地区においては、地域、ボランティア、

事例V-6 市民団体や研究機関と連携したシカ被害対策の取組

質面国有林(大阪府箕面市)では、市民団体が植生保護柵の設置を、研究機関と京都大阪森林管理事務所(京都府京都市)がモニタリングを、箕面森林ふれあい推進センター(大阪府大阪市)が捕獲を担当するなど、地域で連携したシカ被害対策を推進している。

また、同国有林では、捕獲効率を高めるために静岡県の研究機関が新たに開発した「首用くくりわな」によるシカの捕獲を実施している。この「首用くくりわな」は、個体数増加への寄与の大きいメスジカをより捕獲しやすいとともに、専門的な技術を必要とせず、初心者でも簡単に設置ができるため、今後の捕獲への貢献が期待されている。

さらに、これらの取組について、市民団体が開催するフォーラムにおいて取組内容を報告するなど、情報共有にも努めている。



首用くくりわなによる捕獲

^{*5} ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。

^{*6} 厳格に保護され、長期的に保存されている地域。

^{*7} 核心地域を保護するための緩衝的な地域。

NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査 や荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組 を実施している(事例V-7)。

さらに、国有林野内の優れた自然環境を保全し、 希少な野生生物の保護を行うため、環境省や都道府 県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行う など、関係機関と連携しながら「自然再生事業*8」 の実施や「生態系維持回復事業計画*9」の策定等の 自然再生に向けた取組を進めている。

(エ)民有林との一体的な整備・保全

(公益的機能維持増進協定の推進)

国有林野に隣接・介在する民有林の中には、森林 所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国 土の保全等の国有林野の公益的機能の発揮に悪影響 を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が 国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる 場合もみられる。このような民有林の整備・保全に ついては、森林管理局長が森林所有者等と協定を締 結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全 を行う「公益的機能維持増進協定制度」が、平成 23(2011)年の森林法等の改正により創設され、

資料V-8 公益的機能維持増進協定の締結 状況

	森 林 管理局	協定区域の 管轄署等	協定面積 (ha)
	東北	上小阿仁支署	31
		日光森林管理署	33
	関東	天竜森林管理署	41
森林整備 (間伐)		日光森林管理署	41
(回12) の実施	⇔ ‡7	北信森林管理署	7
	中部	北信森林管理署	20
	近畿中国	奈良森林管理事務所	27
	九州	鹿児島森林管理署	38
外来種の 駆除	関東 (小笠原)	関東森林管理局 (局直轄)	2
	九州	屋久島森林管理署	1
計			240

注:計の不一致は四捨五入による。

資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する 基本計画の実施状況」

事例V-7 木曽駒ヶ岳における自然再生の取組

中央アルプスの木曽駒ヶ岳頂上の周辺においては、登山者による踏み荒らしや、大量の降雨、降雪等による砂礫の移動等により高山植物の植生地が荒廃していた。このため、中部森林管理局では、平成17(2005)年からボランティア等と連携しつつ植生復元作業を実施している。

植生復元作業は頂上近くの山荘付近等の登山道周辺の植生荒廃地において重点的に実施しており、これまでに植生を復元した面積は延べ2.223㎡となっている。

平成28 (2016) 年9月にも同作業を行い、従来の植生マット敷設作業に加え、表土流出を防ぐための石組みの設置や、植生を誘導するための地表面の耕起作業を新たに実施した。



木曽駒ヶ岳登山道



ボランティアによる植生復元作業

- *8 「自然再生推進法」(平成14年法律第148号)に基づき、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を 回復することを直接の目的として行う事業。
- *9 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。

平成25(2013)年度に開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接・ 介在する民有林と一体となった間伐等の施業の実施 や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向 けた外来樹種の駆除等に向け、民有林所有者等との 合意形成を進めており、平成27(2015)年度末現 在で10件(240ha)の協定が締結されている(資料 V-8)

(2)林業の成長産業化への貢献

現在、施業の集約化等による低コスト化や担い手 の育成をはじめ、林業の成長産業化に向けた取組の 推進が課題となっている。

このため、国有林野事業では、その組織、技術力 及び資源を活用し、多様な森林整備を積極的に推進

資料V-9 国有林野事業の現場を活用した 現地検討会等の実施状況

	実施状況		
実施回数		305回	
延べ参加。	延べ参加人数		
	うち民有林関係者	5,710人	

- 注1:平成27(2015)年度に森林管理局や森林管理署等が主催 した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現 地検討会等の実施状況。
 - 2: 民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共 団体や林業事業体の職員等。
- 資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する 基本計画の実施状況」

事例V-8 民有林と連携した境界の明確化

中部森林管理局では、国有林に隣 接する民有林との境界明確化を図る ことで、民有林における施業集約化 を支援している。

岐阜森林管理署(岐阜県下宮市)で は、森林経営計画の作成のため国有 林との境界明確化が必要であるとの 要望を踏まえ、平成28(2016)年 10月に国有林と民有林の境界5.5km





境界標の復元作業の様子

において、木製境界杭の腐朽等により民有林との境界が不明瞭になっている箇所の境界標の復元及び永久標^注へ の改設を行った。

注:永続性のある境界標。コンクリート、プラスチック、石、金属等を用いて作成する。

事例V-9 林業の低コスト化に向けた現地検討会の展開

近畿中国森林管理局では、低コストで効率的な一貫作業システムの実施上重要となるコンテナ苗の、民有林に おける普及・定着に取り組んでいる。

平成28(2016)年10月に、同森林管理局が岡山県において、 「コンテナ苗の普及に向けた現地検討会」を開催し、管内府県担 当者、森林組合、種苗生産組合、研究機関等約70名が参加した。 検討会では、種苗生産組合からコンテナ苗生産についての情報 提供や実務的な説明があり、コンテナ苗生産の苗畑(勝田郡奈 義町)を視察し意見交換を行った。さらに、国立研究開発法人 森林総合研究所と連携してコンテナ苗の植栽時期や下刈り作業 の成長への影響等の比較調査を実施している、三光山国有林 (新見市)を視察し、同森林管理局森林技術・支援センターの職 員と同研究所関西支所の研究員が、植栽したコンテナ苗の活着 状況や生長量等について説明を行った。



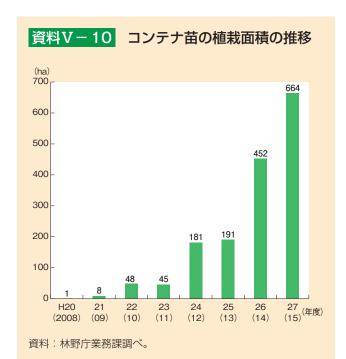
現地検討会の様子

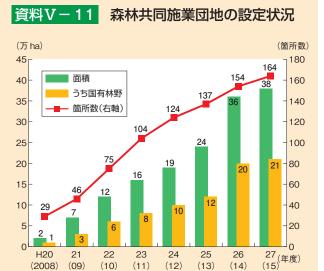
する中で、森林施業の低コスト化を進めるとともに、 民有林関係者等と連携した施業の推進、施業集約化 への支援、林業事業体や森林・林業技術者等の育成 及び林産物の安定供給等に取り組んでいる(事例V -8)。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及と民有林 との連携)

国有林野事業では、事業発注を通じた施策の推進 や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が 可能であることから、その特性を活かし、植栽本数 や下刈り回数・方法の見直し、シカ防護対策の効率 化等による林業の低コスト化等に向け、先駆的な技 術等について各森林管理局が中心となり、地域の研 究機関等と連携しつつ事業レベルでの試行を進めて いる。さらに、現地検討会等の開催による地域の林 業関係者との情報交換や、地域ごとの地形条件や資 源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業シス テムの提案及び検証を行うなど、民有林における普 及と定着に努めている(資料V-9、事例V-9)。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用に





注:各年度末の数字である。 資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する

基本計画の実施状況

事例V-10 森林管理局の管轄を越えた森林共同施業団地の設定

三重森林管理署(三重県電道市)では、所管する悟式谷・古野裏山国有林(三重県いなべ市)と隣接する国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター津水源林整備事務所(三重県)、岐阜県森林公社(岐阜県)及び海津市大田自治会(岐阜県)の3者と、平成28(2016)年7月に、「悟入谷・古野裏山地域森林共同施業団地」の協定を締結し、連携して路網整備や森林整備に取り組んでいくこととした。

この協定に基づき、近畿中国森林管理局の管轄である三重県の国有林から中部森林管理局の管轄である岐阜県側の民有林へ路網を整備することで、これまで架線系作業システムにより集材していた岐阜県の民有林において車両系作業システムの導入が可能となるなど、より効率的な森林整備が期待されている。

これまでも県の行政界を越えた事例はあったが、本団地設定は、三重県と岐阜県の行政界のみならず、森林管理局の管轄界を越えた初めての事例であり、今後の団地設定の可能性を広げる取組となった。



協定調印式の様子

よる効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の長さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム*10」の実証・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、平成27(2015)年度には664haでコンテナ苗等を植栽し、294haで伐採と造林の一貫作業を実施した(資料V-10)。なお、コンテナ苗の活用に当たっては、実証を通じた技術的課題の把握等を行い、我が国でのコンテナ苗の普及に向け、生産方法や使用方法の改善を支援することとしている。

また、国有林野事業では、地域における施業集約 化の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資する ため、民有林と連携することで事業の効率化や低コ スト化等を図ることのできる地域においては、「森 林共同施業団地」を設定し、国有林と民有林を接続 する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、 国有林材と民有林材の協調出荷等に取り組んでい る。平成27(2015)年度末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は164か所、設定面積は約38万ha(うち国有林野は約21万ha)となっている(資料V-11、事例V-10)。

また、近年、森林・林業分野でも活用が期待されている、操作が容易かつ安価なドローン等の小型無人航空機について、山地災害の被害状況及び事業予定の森林概況の調査等への活用・実証に取り組んでいる(事例V-11)。

(林業事業体及び森林・林業技術者等の育成)

国有林野事業は、国内最大の森林を所有する事業 発注者であるという特性を活かし、林業事業体への 事業の発注を通じてその経営能力の向上等を促すこ ととしている。

具体的には、総合評価落札方式や3か年の複数年 契約及び事業成績評定制度の活用等により、林業事 業体の創意工夫を促進している。このほか、作業シ ステムや路網の作設に関する現地検討会の開催によ

事例V-11 国有林野事業における小型無人航空機の活用

従来、台風等による山地災害発生時においては、人による地上での被害の踏査が大半であったが、林道の損壊等により災害現場へ到達することができないことや、地上からでは被害の概況を迅速に把握することが困難であること等が課題となっていた。

そこで、九州森林管理局大隅森林管理署 (鹿児島県麓屋市)では、平成28 (2016) 年9月に鹿児島県南大隅町付近に上陸した台風第16号による山地災害の被害調査において、小型無人航空機を活用した。これにより、安全な場所から遠隔操作で空中撮影を行うことができ、調査を機動的かつ効率的に行うことが可能となった。



操作の様子









空中撮影

^{*10} 伐採と造林の一貫作業システムとは、伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。詳細については、第 I 章(12-14ページ)を参照。

り、林業事業体の能力向上や技術者の育成を支援するとともに、市町村単位での今後5年間の伐採量の公表や森林整備及び素材生産の発注情報を都道府県等と連携して公表することにより、効果的な情報発信に取り組んでいる。

また、近年、都道府県や市町村の林務担当職員数 が減少傾向にある中、国有林野事業の職員は森林・ 林業の専門家として、地域において指導的な役割を 果たすことが期待されている。このため、国有林野 事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験 を有する「森林総合監理士(フォレスター)」等を系 統的に育成し、市町村行政に対し「市町村森林整備 計画」の策定とその達成に向けた支援等を行ってい る。

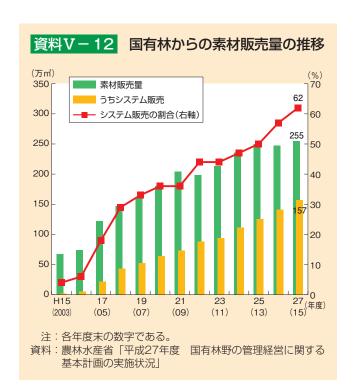
さらに、事業の発注や研修フィールドの提供、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的支援等チーム」の設置等を通じた民有林の人材育成を支援するとともに、大学など林業従事者等の育成機関と連携して、森林・林業に関する技術指導に取り組んでいる(事例V-12)。

(林産物の安定供給)

国有林野事業では、公益重視の管理経営の下で行われる施業によって得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成27(2015)年度の木材供給

量は、立木によるものが前年度より46万㎡増の154万㎡(丸太換算)、素材(丸太)によるものが前年度より8万㎡増の255万㎡の計409万㎡となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結し、林業事業体の計画的な実行体制の構築に資する国有林材を安定的に供給する「システム販売*¹¹」を進めている。システム販売による丸太の販売量は増加傾向で推移しており、平成27(2015)年度には丸太による販売量の62%に当たる157万㎡となった(資料



事例V-12 フォレスターの育成

平成25(2013)年度に制度化された森林総合監理士(フォレスター)については、地域に密着した積極的な活動が期待されている。

九州森林管理局では、平成28(2016)年11月に市町村林業担当者を交えた「フォレスター等活動推進会議」を開催した。同会議では、市町村森林整備計画策定に当たっての課題に関する情報提供及び意見交換を行うとともに、継続的専門教育の観点からフォレスター活動に必要な新しい知識や見識に関する特別講演を行った。



会議で質問する参加者

^{*11 「}国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて安定的に供給すること。

V-12)。また、システム販売の実施に当たっては、 民有林所有者等との連携による協調出荷に取り組む とともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ、 薪等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の約2割を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を設置することにより、地域の木材需給を迅速かつ適確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に取り組むこととしている。また、平成27(2015)年度からは、全国7ブロックで開催されている「需給情報連絡協議会*12」に各森林管理局も参画するなど、地域の木材価格や需要動向の適確な把握に努めている。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種を、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かし、計画的に供給している。

(3)「国民の森林」としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献 するため、国有林野等における被害の復旧に取り組 むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林 の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでい る。

(ア)「国民の森林」としての管理経営 (双方向の情報受発信)

国有林野事業では、「国民の森林」としての管理 経営の推進と、その透明性の確保を図るため、事業 の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援 等を通じて、森林・林業に関する情報提供や普及・ 啓発に取り組んでいる。

また、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、計画案についてパブリックコメ

事例V-13 国有林モニター勉強会の実施

四国森林管理局では、平成28(2016)年7月、高知県香美市物部地区(高知中部森林管理署管内)で、国有林モニター勉強会を開催した。

同勉強会には、四国4県から国有林モニター14名が参加し、高知中部森林管理署管内の「治山の森」において、

治山事業実施前の荒廃地と事業実施後の森林への復旧状況を比較した写真等を用いた説明及び現地見学を行うとともに、国有林直轄治山事業で実施しているヒカリ石復旧治山工事の現場において、事業の必要性や工事の概要等の説明及び山腹工や治山ダム工の状況の見学を行った。

参加した国有林モニターからは「地下水を排出するためにトンネルが掘られていることを初めて知った」「治山事業を施行した結果が自然に調和していて、もっと様々な人に知って欲しい」などの意見が出された。



治山事業の説明を受ける国有林モニター

ント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組による双方向の情報受発信を推進している。

さらに、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている(事例V-13)。国有林モニターには、平成28(2016)年4月現在、全国で340名が登録している。

このほか、ホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国 有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログ ラムの整備やフィールドの提供等に取り組んでいる (事例V-14)。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子どもたちに提供する「遊々の森」を設定している。平成27(2015)年度末現在、165か所で協定が締結されており、地域の地方公共団体やNPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

また、国有林野事業では、環境教育に取り組む教育関係者の活動に対して支援するため、教職員やボランティアのリーダー等に対する技術指導、森林環

境教育のプログラムや教材の提供等に取り組んでいる。

(地域やNPO等との連携)

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が 期待される地域においては、各森林管理局が、地方 公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林 整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実 施している。

例えば、群馬県利根部みなかみ前に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷プロジェクト」は、平成15(2003)年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の3者の協働により、生物多様性の復元と持続可能な地域づくりを目指した森林管理を実施している(事例V-15)。

また、国有林野事業では、自ら森林づくりを行いたいという国民からの要望に応えるため、NPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定している。

「ふれあいの森」では、NPO等が、植栽、下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成27(2015)年度末現在、全国で137か所の「ふれあいの森」が設定されており、同年度には、年間延べ約1.7万人が森林づくり活動に参加した。

なお、森林管理署等では、NPO等に継続的に森 林づくり活動に参加してもらえるよう、技術指導や 助言及び講師の派遣等の支援も行っている。

事例V-14 「山の日」関連のイベントの実施

林野庁では、平成28(2016)年から8月11日が祝日「山の日」に制定されたことの意義を広く周知するため、山の日制定記念イベントを実施している。平成27(2015)年度には森林教室や育樹祭など、計273回にわたって実施した。

東北森林管理局山形森林管理署 電子支署(山形県最上郡電子 町)では、平成28(2016)年6月に行われた「最上地域森の感謝祭2016」において、鳥の巣箱づくり体験コーナーを設置し、山の日の普及啓発に取り組んだ。



巣箱づくりを体験する子どもたち

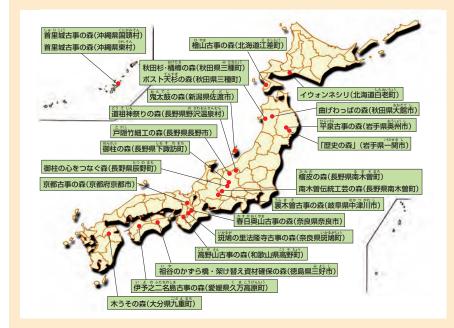
さらに、国有林野事業では、歴史的に重要な木造 建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き 継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える 森林づくり活動が進められており、平成27 (2015) 年度末現在、全国で合計24か所が設定されている (事例V-16)。

森 | を設定している(資料V

-13)。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供給することを目的とする「古事の森」、木造建築物の屋根に用いる檜皮の供給を目的とする「檜皮の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱の森」等がある。

「木の文化を支える森」を 設定した箇所では、地元の地 方公共団体等から成る協議会 が、作業見学会の開催や下刈 り作業の実施等に継続的に取 り組むなど、国民参加による

資料V-13 全国の「木の文化を支える森」



注: 平成27(2015)年度末現在のデータである。

資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例V-15 赤谷プロジェクトにおけるイヌワシの狩場創出

赤谷プロジェクトでは、森林の生物多様性の豊かさの指標となる野生動物であるイヌワシのモニタリング調査

を続けてきた。赤谷の森に生息するイヌワシの20年間の行動 圏解析等の観察データや、草原のような開けた環境を好む習性 を踏まえ、絶滅の危機にあるイヌワシの繁殖期における餌不足 を解消するため、スギ人工林2haを試験地として設定して皆 伐を行うこととした。

平成27(2015)年9月に試験地において伐採を実施し、伐採前の1年間と伐採後の1年間の、イヌワシの試験地利用の有無等についてモニタリングを実施し行動を比較したところ、試験地周辺に出現する頻度が伐採後には顕著に高まり、狩場として望ましい空間の造成等が更に必要なことが確認された。



試験地上空で獲物を探すイヌワシ







赤谷の森

伐採直後

伐採1年後

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育てる「分収造林」や、契約者が費用の一部を負担して国が森林を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めている(事例V-17)。平成27(2015)年度末現在の設定面積は、分収造林で約12万ha、分収育林で約2万haとなっている*13。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20

年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。平成27(2015)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は494か所、設定面積は約2.3千haとなっている。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業をはじめとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成27(2015)年度末現在の貸

事例V-16 「御柱の森」植樹祭の実施

中部森林管理局管内の諏訪大社では、7年ごとに「御柱」と呼ばれるモミの大径木を用いた祭事が行われており、このようなモミ材の供給は民有林からの継続的な供給が期待できないことから、国有林から行うこととしている。

また、常信森林管理署(長野県伊那市)は、東僕国有林(長野県諏訪都下諏訪町)において、「御柱の森づくり協議会」とこのような歴史的な祭礼行事を次代に引き継ぐための森林づくりに関する協定を締結している。平成28(2016)年6月には、同国有林において植樹祭が行われ、約100名が参加した。

植樹後は、以前に植樹した箇所における食害防止ネットの整備等を行い、「木の文化を支える森」の保全に努めた。



食害防止の金網ネットを設置する参加者

事例V-17 漆供給による地域の伝統産業への貢献

漆は、漆器、家具、美術品等の塗料として使われているほか、皇居正門や日光東照宮をはじめとした全国の文化財修繕において必要不可欠な資源である。また、平成27(2015)年から、国宝や重要文化財の修繕には原則として国産の漆を使用することとされたが、現在、そのほとんどを輸入に頼っている状況である。

岩手北部森林管理署(岩手県八幡 平市)と岩手県二戸市の漆生産者等は、分収造林契約を締結し、国有 林野のウルシから採取された樹液(原料生漆)を供給することで、地域の伝統的工芸品である浄法寺漆器の制作に貢献している。



ウルシの造林地



漆掻きの様子

付面積は約7.4万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が47%、 農地や採草放牧地が14%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき経済産業省から発電設備の認定を受けた事業者も貸付対象としており、平成27(2015)年度末現在で73haの貸付けを行っている。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、 薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取や、地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採、山菜やきのこ類の採取等を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のための原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。 共用林野の設定面積は、平成27(2015)年度末現在で、118万haとなっている。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林、苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成27(2015)年度には、ダム用地や道路用地等として、計308haの売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林

浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」及び「風致探勝林」の6種類がある。平成28(2016)年4月現在、全国で1,055か所、約38万haの国有林野を「レクリエーションの森」に設定している(資料V-14)。平成27(2015)年度には、延べ約1.1億人が「レクリエーションの森」を利用した。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共 団体を核とする「「レクリエーションの森」管理運 営協議会」をはじめとした地域の関係者と森林管理 署等が連携しながら、利用者のニーズに即した管理 運営を行っている(事例V-18)。

管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「「レクリエーションの森」管理運営協議会」との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、平成27(2015)年度末現在、全国11か所の「レクリエーションの森」において、延べ11の企業等がサポーターとなっている。

資料V-14 「レクリエーションの森」の設定状況

種類	箇所数	面積 (千ha)	利用者数 (百万人)	代表例(所在地)
自然休養林	88	103	12	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)
自然観察教育林	159	31	7	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	464	176	61	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	55	7	1	風の松原(秋田県)、筑波山(茨城県)、扇ノ山(鳥取県)
野外スポーツ地域	184	45	23	蔵王(宮城県、山形県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	105	20	6	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳(長野県)、穂高(長野県)
合 計	1,055	383	110	

注1:箇所数と面積は、平成28(2016)年4月1日現在の数値。

2:計の不一致は四捨五入による。

資料:農林水産省「平成27年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

(ウ)東日本大震災からの復旧・復興

(応急復旧と海岸防災林の再生)

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に当たって、森林管理局や森林管理署等では、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた様々な取組を行ってきた。震災発生直後には、ヘリコプターによる現地調査や担当官の派遣による被害状況の把握を実施したほか、海岸地域における浸水被害が危惧される箇所での大型土嚢の設置、森林管理局及び森林管理署の職員による被災地への支援物資の搬送、応急仮設住宅の杭丸太用の原木の供給等に取り組んだ。

海岸防災林の再生については、国有林における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林においても民有林直轄治山事業等により復旧に取り組んでいるほか、海岸防災林の復旧工事に必要な資材として使用される木材について、国有林野からの供給も行っている。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子 力災害への対応については、平成23(2011)年度 から福島県内の国有林野において環境放射線モニタ リングを実施し、その結果を市町村等に提供してい るほか、生活圏周辺の国有林野の除染、森林除染に 関する知見の集積や林業再生等のための実証事業、 国有林野からの安全なきのこ原木の供給等の支援を 行った。

さらに、環境省や市町村等に対して、汚染土壌等

の仮置場用地として国有林野の無償貸付け等を実施しており、平成28(2016)年12月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県の4県25か所で計約72haの国有林野が仮置場用地として利用されている。

事例V-18 赤沢自然休養林における遊歩道整備

赤沢自然休養林(長野県木曽郡上松町)は「森林浴発祥の地」として知られ、春から秋にかけて日本三大美林の一つに数えられる「木曽ヒノキ」の森林の中で森林浴を楽しむため、多くの人が訪れる。

中部森林管理局木曽森林管理署では、赤沢渓谷を美しくする 保護管理協議会と共同で赤沢自然休養林内における遊歩道整備 活動の支援を行っており、平成27(2015)年には愛知県の中 学2年生225名が遊歩道1.5kmにおいてヒノキチップ敷設作 業を実施した。



遊歩道におけるヒノキチップ敷設作業



第VI章

東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した「東日本大震災」では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、平成28 (2016) 年度の動きを中心に、 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組として、森 林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、木 材の活用等について記述する。また、原子力災害から の復興に向けた取組として、森林の放射性物質対策、 安全な林産物の供給、損害の賠償等について記述する。

1. 復興に向けた森林・林業・木材産 業の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸に大規模な津波被害が発生した。「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による被害は未曾有の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた*1。

政府は、東日本大震災からの復興に向けて、平成23(2011)年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、当初の5年間(平成23(2011)年度から平成27(2015)年度まで)を「集中復興期間」と位置付け、取組を進めてきた。また、平成28(2016)年3月には、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28(2016)年度から平成32(2020)年度まで)において重点的に取り組む事項として、海岸防災林の

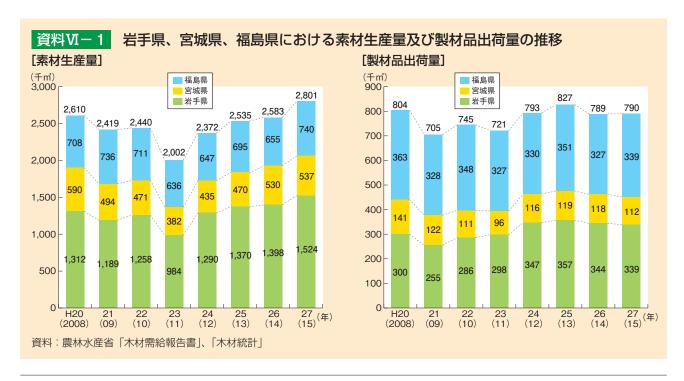
復旧等も定めている。

以下では、森林・林業・木材産業における復興への取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、復興への木材の活用と森林・林業の貢献について、平成28(2016)年度における動向を中心に記述する。

(1)森林等の被害と復旧状況

東日本大震災における森林等の被害は、青森県から高知県までの15県に及び、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃(458か所)、防潮堤*2等の治山施設の被害(275か所)、法面や路肩の崩壊等の林道施設の被害(2,632か所)、火災による焼損等の森林被害(1,065ha)等が発生した*3。

このうち、治山施設や林道施設等の被害箇所については、国、県、市町村等が「山林施設災害復旧等事業」等により、災害からの復旧に向けた工事を進めている。平成28(2016)年12月時点で、「山林施設災害復旧等事業」の対象箇所の大部分が工事に着手済みとなっており、95%の工事が完了している。未着手箇所については、地域や他事業等との調整を行いつつ、準備が整った箇所から速やかに着手



- *1 平成23(2011)年4月1日閣議了解。
- *2 高潮や津波等により、海水が陸上に浸入することを防止する目的で、陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。
- *3 農林水産省ホームページ「林野関係被害(第84報)」(平成24(2012)年7月5日付け)

することとしている。

林業の被害は、林地や林道施設等への直接の被害に加え、木材加工・流通施設の被災により、これらの工場に供給していた原木等の出荷が困難となるなど間接の被害もあった。林野庁では、平成23(2011)年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行った。平成23(2011)年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通も回復した。

木材産業の被害は、全国の木材加工・流通施設 115か所に及んだ。このうち、製材工場については、 青森県から高知県にかけての71か所が被災して、 多くの工場が操業を停止した。合板工場については、 岩手県と宮城県の大規模な合板工場6か所が被災して、 操業を停止した*4。 林野庁では、復興に取り組む木材産業等に対し、被災した木材加工・流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援、特用林産施設の復旧や再建等の支援を行った。この結果、平成28(2016)年4月までに、 木材加工・流通施設全体で98か所が操業を再開している*5。

なお、特に東北地方の林業・木材産業は東日本大震災により大きな被害を受けたが、各関係者の復興に向けた取組により、林業生産や木材製品の生産については、おおむね震災前の水準にまで回復している*6(資料VI-1、2)。

(2)海岸防災林の復旧・再生

(海岸防災林の被災と復旧・再生の方針)

東日本大震災では、津波によって青森県、岩手県、 宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の6県にわたる 海岸防災林において、防潮堤や林帯地盤の損壊、沈 下及び流失や、樹木の倒伏及び流失等の被害が発生 した。特に、地盤高が低く地下水位が高い場所では、 樹木の根が地中深くに伸びず、津波により樹木が根 返りし、流木化した。一方、海岸防災林が、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉等の一定の津波被害の軽減効果を発揮したことも確認された。

林野庁は平成23(2011)年5月から、学識経験者等から成る「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を開催し、平成24(2012)年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめ、今後の海岸防災林の再生の方針を示した*7。被災地の復興に当たっては、同方針を踏まえつつ、被災状況や地域の実情、さらには地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法等を考慮しながら、津波や潮害、飛砂及び風害の防備等の機能を発揮する海岸防災林の復旧・再生に取り組むこととしている。

また、復興庁が公表している「復興施策に関する事業計画と工程表」では、海岸防災林については、地域の復興計画と整合を図りつつ、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行い、おおむね10年間で完了することを目指すとされている*8。

平成26 (2014) 年からは、海岸防災林の再生に 関する取組事例や提言も踏まえ、様々な植栽樹種・



^{*4} 林野庁木材産業課調べ。

^{*5} 林野庁木材産業課調べ。操業を再開していない木材加工・流通施設は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された 避難指示区域内に施設が立地しているもの、事業再開を断念したものなどである。

^{*6 「}平成27年度森林及び林業の動向」191ページを参照。

^{*7} 東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会「今後における海岸防災林の再生について」(平成24(2012)年2月)

^{*8} 復興庁「復興施策に関する事業計画と工程表(平成28年4月版)・公共インフラ、全体版・」(平成28(2016)年7月29日)

植栽方法について、海岸防災林としての効果やコストの観点から検証する実証試験を実施しており、その成果についても今後の海岸防災林の復旧・再生に反映していくこととしている。

(海岸防災林の復旧状況)

東日本大震災の津波により被災し、さらに津波の影響により滞水した海岸防災林において赤枯れ*9が拡大したこと等から、海岸防災林の要復旧延長は約164kmとなっている*10。平成29(2017)年1月末時点で、帰還困難区域等を除き、約157kmで復旧工事*11に着手済みであり、うち約57kmで工事が完了した。

例えば、岩手県下閉伊都山田町船越前須賀では、 津波により被災した海岸防災林について、盛土等に より生育基盤を復旧した上でマツノザイセンチュウ 抵抗性クロマツ*12を植栽し、平成28(2016)年7 月に復旧工事が完了した。宮城県宮城郡七ヶ浜町 七ヶ浜の被災した海岸防災林でも同様に、抵抗性クロマツを植栽し、平成28(2016)年8月に復旧工事が完了した。また、福島県南相馬市原町区では、生育基盤の復旧と植栽を進める中、平成28(2016)年7月には地域の子どもたちによる植樹活動が実施された(事例VI-1)。

(民間団体等と連携して植栽等を実施)

海岸防災林の復旧・再生については、地域住民、NPO、企業等の参加や協力も得ながら、植栽や保育が進められている。地域の復興に向けたシンボル的な活動として、このような取組は意義があり、また、大規模災害に対する防災意識の向上を図る観点からも重要である。

国有林では、平成24(2012)年度から、海岸防災林の復旧事業地のうち、生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、公募による協定方式を活用して、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら

事例VI-1 地域の子どもたちによる海岸防災林の復旧・再生の取組

福島県では、森林を県民で守り育て、未来へ引き継いでいくために、平成28(2016)年から平成30(2018)年春季に同県で開催される第69回全国植樹祭までの間、県内各地の植樹活動をつないでいく「森林とのきずなづくり植樹リレー」が実施されている。

この植樹リレーの一つとして、東日本大震災において大規模な津波により約4.0km (約17ha)の海岸防災林が流出した福島県南相馬市原町区では、治山事業による生育基盤の復旧が完了した箇所において、全国植樹祭に向け機運を高めるとともに、子どもたちの自然やふるさとを愛する豊かな心づくりにつなげることを目的として、平成28 (2016) 年7月に植樹祭「子どもたちによる未来の森林づくり」が行われた。

植樹祭の開催に当たっては、相馬地方の小学校に参加を呼びかけ、小学生を含む184人がマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツの苗木950本を0.1haの区域に植栽した。参加した子どもたちからは、植樹リレーで引き継がれる木製の短冊に「今日のマツがみらいを守りますように」といった、森林づくりへの思いが寄せられた。



子どもたちによる植樹の様子



植樹祭「子どもたちによる未来の森林づくり」の実施後の様子

- *9 津波によって持ち込まれ、土壌に残留した大量の塩分の影響で、樹木の葉が赤くなり枯れるなどの現象。
- *10 復興庁「復興施策に関する事業計画と工程表(平成28年4月版)-公共インフラ、全体版-」(平成28(2016)年7月29日)
- *11 地盤高が低く地下水位が高い箇所では盛土を行うなど、生育基盤を造成した上で、植栽を実施。
- *12 抵抗性マツについては、第Ⅱ章(70ページ)を参照。

植栽等を進めている。平成27(2015)年度末時点で、宮城県仙台市内と東松島市内及び福島県相馬市内の国有林において延べ52の民間団体と協定を締結しており、植栽等の森林整備活動を実施している。(苗木の供給体制の確立と植栽後の管理のための取組)

被災した海岸防災林の再生には、1.000万本以上 の苗木が必要になると見込まれている。苗木生産に は2~3年を要することから、各地の海岸防災林の 再生事業の進捗に合わせて、必要な量の苗木を計画 的に確保していくことが必要である。このため、林 野庁は、優良種苗の安定供給体制を確立するため、 平成24(2012)年度から平成27(2015)年度まで、 事業協同組合等に対して育苗機械や種苗生産施設等 の整備を支援し、平成28(2016)年度からは、コ ンテナ苗を低コストで大量に生産するための施設整 備等を支援している。平成25(2013)年度から平 成27(2015)年度までの3年間においては、国立 研究開発法人森林総合研究所*13東北育種場等が産 官共同で、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ の種子生産を増加させる技術の開発等、抵抗性ク ロマツ苗木の供給体制の確立に向けた取組を行っ

た(事例VI-2)。

また、海岸防災林について、潮害、飛砂及び風害の防備等の災害防止機能を発揮させるためには、植栽後も、下刈り、除伐、間伐等を継続的に行う必要がある。このため、植栽が行われた海岸防災林の復旧事業地では、地元住民、NPO、企業等の参加や協力も得つつ、治山事業により必要な保育を実施することとしている。

(3)復興への木材の活用と森林・林業の貢献

(応急仮設住宅や災害公営住宅等での木材の活用)

東日本大震災では、地震発生直後には最大約47万人の避難者が発生し、平成28 (2016) 年12月現在でも約13万人が避難生活を余儀なくされている。平成28 (2016) 年12月現在の避難者等の入居先は、応急仮設住宅(約2.0万戸)、民間住宅・公営住宅等(約2.5万戸) となっており、仮設住宅等への入居戸数は減少し、恒久住宅への移転が進められている*14。

「応急仮設住宅*15」については、被災地の各県が 平成25(2013)年4月までに約5.4万戸を建設し た*16が、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)では、

事例Ⅵ-2 マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の安定供給システムを構築

国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター東北育種場は、東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧のため、県の研究機関、苗木生産者及び民間企業と連携して、3年間にわたり、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツの苗木生産量を飛躍的に向上させる技術と、温暖地産の抵抗性クロマツ種苗を寒冷な東北地方へ導入する技術の開発に取り組み、抵抗性クロマツ苗木を供給するシステムを構築した^注。

この供給システムは、寒冷地における抵抗性クロマツ苗木の供給を対象としているが、マツ材線虫病が深刻化している他の地域でも適用できる技術と考えられる。このため、これらの地域に広く普及されることによって、各地で需要に応えられる抵抗性クロマツ苗木の安定供給システムが構築され、クロマツ海岸防災林の再生が全国的に進むことが期待されている。

注:「平成26年度森林及び林業の動向」195ページ、「平成27年度森林及び林業の動向」194ページも参照。

資料:国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター東北育種場「寒冷地におけるマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の安定供給(採種園管理者と苗木生産者のためのマニュアル)」



取りまとめられたマニュアル

- *13 平成29(2017)4月1日から国立研究開発法人森林研究・整備機構に名称変更。
- *14 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(平成29(2017)年1月)
- *15 「災害救助法」(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に基づき、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するもの。
- *16 国土交通省ホームページ「応急仮設住宅関連情報」

この4分の1以上に当たる約1.5万戸が木造で建設 された*¹⁷。

「一般社団法人全国木造建設事業協会」では、東日本大震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、大規模災害が発生した場合に、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県との災害協定の締結を進めている。同協会では、平成29(2017)年3月までに、24都県*18と災害協定を締結している。

また、災害時の木材供給について、地元の森林組合や木材協会等と協定を結ぶ地方公共団体もみられる。

一方、「災害公営住宅*19」については、平成28 (2016) 年9月末時点で、被災3県において約29,700戸の計画戸数が見込まれている。「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「津波の危険

性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進する」とされており、構造が判明している計画戸数約29,300戸のうち、約7,100戸が木造で建設される予定である。平成28(2016)年9月末時点で、約20,300戸の災害公営住宅が完成しており、このうち約5,200戸が木造で建設されている(資料VI-3、事例VI-3)。

また、被災者の住宅再建を支援する取組も行われている。平成24(2012)年2月には、被災3県の林業·木材産業関係者、建築設計事務所、大工・工務店等の関係団体により、「地域型復興住宅推進協議会」が設立さ

れた。同協議会に所属する住宅生産者グループは、 住宅を再建する被災者に対して、地域ごとに築いて いるネットワークを活かし、地域の木材等を活用し、 良質で被災者が取得可能な価格の住宅を「地域型復 興住宅」として提案し、供給している*20。

このほか、非住宅建築物や土木分野の復旧・復興事業でも地域の木材が活用されている *21 (事例 $\sqrt{N}-4$)。

(木質系災害廃棄物の有効活用)

東日本大震災では、地震と津波により、多くの建築物や構造物が破壊され、コンクリートくず、木くず、金属くず等の災害廃棄物(がれき)が大量に発生した。13道県239市町村で約2,000万トン発生した災害廃棄物*22は、平成27(2015)年3月末時点で99%が処理され、福島県の2市町を除く12道県237市町村において処理が完了した。このうち、木

資料VI-3 災害公営住宅の整備状況

[災害公営住宅整備の全体計画]

	計画戸数(戸)	うち構造判明(戸)	うち木造(戸)	木造率(%)
岩手県	5,694	5,694	1,291	22.7
宮城県	15,995	15,654	3,617	23.1
福島県	7,995	7,995	2,176	27.2
合計	29,684	29,343	7,084	24.1

[災害公営住宅の完成状況]

	- IS-W((-)			
	完成戸数(戸)	うち木造(戸)	木造率(%)	
岩手県	4,126	668	16.2	
宮城県	11,547	2,511	21.7	
福島県	4,646	2,053	44.2	
合計	20,319	5,232	25.7	

資料:復興庁「住まいの復興工程表(平成28年9月末現在)」(平成28(2016)年11月 14日)を基に林野庁木材産業課作成。

- *17 国土交通省調べ(平成25(2013)年5月16日現在)。
- *18 徳島県、高知県、宮崎県、愛知県、埼玉県、岐阜県、長野県、愛媛県、秋田県、静岡県、広島県、東京都、香川県、神奈川県、三重県、 大分県、千葉県、滋賀県、富山県、青森県、山梨県、熊本県、山口県及び兵庫県。
- *19 災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。
- *20 地域型復興住宅推進協議会ほか「地域型復興住宅」(平成24(2012)年3月)。地域型復興住宅の供給とマッチングの取組については、「平成27年度森林及び林業の動向」196ページを参照。
- *21 土木分野での活用については、「平成25年度森林及び林業の動向」45ページを参照。
- *22 福島県の避難区域を除く。

事例VI-3 木造の応急仮設住宅の部材を再利用した災害公営住宅が完成

平成28 (2016) 年8月、福島県会津若松市城北地区に、木造の災害公営住宅30戸が完成した。当地区は応急 仮設住宅が整備されていた場所であり、完成した30戸のうち20戸は、応急仮設住宅の部材を再利用して建設された。

応急仮設住宅は、当初から災害公営住宅への転用を見通し、板倉構法^注で建設された。18棟36戸の応急仮設住宅を一度全て解体した後、木材の約66%を再利用し、仮設住宅2世帯分から木造平屋建て3LDKタイプ1世帯の災害公営住宅等が建設された。

注:スギ材の柱や土台に溝を掘ってスギ材の厚板をはめ込む構法。伝統構法を基本としており、構成部材を骨太にして、補強金物や接着剤による接合を用いず、解体移築再利用を円滑に行うことが可能。

資料:福島県ホームページ「城北団地(会津若松市)の現場進捗状況」 安藤邦廣(2011)森林技術,2011年10月号:2-7.



解体した応急仮設住宅の部材を一時保管



応急仮設住宅の部材を利用して建設された災害公営住宅

事例VI-4 木質耐火部材を活用した庁舎を新築

福島県伊達郡国見町は、庁舎が東日本大震災で被災し使用が不可能となったことから、平成27(2015)年3月に庁舎を新築した。

新庁舎は、地上3階、地下1階、延べ床面積約4,800㎡であり、主要構造部の柱、梁に1時間耐火の国土交通大臣の認定を取得した木質ハイブリッド集成材(鋼材内蔵型)を公共建築としては国内で初めて使用した。これらの木質ハイブリッド集成材を現しとしたほか、壁、床の内装材にも積極的に県産材を使用し、庁舎内は木に包まれた空間となっている。また、外壁にガラスを使用することで、ガラスを通して外部から柱や梁が見えるようにするとともに、外装にも木材を使用することで、建物周辺の広場の樹木や背景の山の風景と庁舎が一体的に見えるような工夫が施されている。



新庁舎の外観



庁舎 1 階の窓口カウンター

くずの量は、約135万トンであった*23。

木くずについては、平成23(2011)年5月に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」では、木質ボード、ボイラー燃料、発電等に利用することが期待できるとされ、各地の木質ボード工場や木質バイオマス発電施設で利用された。

(木質バイオマスエネルギー供給体制を整備)

「東日本大震災からの復興の基本方針」では、木質系災害廃棄物を活用したエネルギーによる熱電併給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行するとされるなど、木質バイオマスを含む再生可能エネルギーの導入促進が掲げられた。

平成24(2012)年7月に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられた。これを受けて、福島県会津若松市では、同月から、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電施設が稼働している。

また、「岩手県東日本大震災津波復興計画」や「宮

城県震災復興計画」においても、木質バイオマスの活用が復興に向けた取組の一つとして位置付けられている。岩手県宮古市では、平成26(2014)年4月から製材端材及び未利用間伐材等を燃料とする発電施設が稼動しており、また宮城県気仙沼市でも、同3月から主に未利用間伐材を燃料とする発電施設が稼動している*24。

(復興への森林・林業の貢献)

被災地では、震災復興の中で、人口減少、高齢化、産業の空洞化等といった課題の解決に向けて、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度にかけて実施された復興庁の「「新しい東北」先導モデル事業」等により先導的な取組が展開されており、林業分野でも、森林資源の活用を通じた復興に向けた取組が行われている*25。また、「「新しい東北」復興ビジネスコンテスト」や「地域復興マッチング「結の場別」*26の開催等を通じ、被災地の産業復興に向けた取組が広がっている*27(事例以1-5)。

事例Ⅵ-5 地域材を活用した被災地の産業復興への取組

岩手県の文慈地域は森林の約3分の1をアカマツが占めており、関係者が一丸となって地域のアカマツ材の販路や用途の拡大に取り組んでいる。

このような中、住宅用及び産業用木材の製造・販売を行う有限会社マルヒ製材(岩手県久慈市)と、オフィス家具メーカーの株式会社イトーキが復興庁主催の「地域復興マッチング「結の場」」で出会い、マルヒ製材のもつ地域材の加工力と、イトーキのもつ商品開発・デザイン力等を活かして、地域のアカマツを使用した製品の開発に着手した。この取組には、林野庁の補助事業「地域材利用拡大緊急対策事業」が活用され、岩手県産の原材料にこだわって自然塗料を製造している株式会社シオン(岩手県紫波都矢竹町)も参加した。その結果、和風建築の建具を想起させるデザインが特徴の公共施設向けロビー家具シリーズが商品化された。



公共施設向けロビー家具シリーズ

- *23 環境省ホームページ「災害廃棄物対策情報サイト」
- *24 木質バイオマスを活用した発電については、第IV章(174ページ)を参照。
- *25 詳しくは、「平成27年度森林及び林業の動向」197ページを参照。
- *26 大手企業等が技術、情報、販路等自らの経営資源を、東日本大震災の被災地域企業へ幅広く提供する支援事業の形成の場として、 復興庁が平成24(2012)年から18回開催。参加した被災地域企業は147社、支援企業は延べ473社。
- *27 「「新しい東北」復興ビジネスコンテスト」について詳しくは、「平成27年度森林及び林業の動向」197ページを参照。

2. 原子力災害からの復興

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電 所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放散 され、福島県を中心に広い範囲の森林が汚染される とともに、林業・木材産業にも影響が及んでいる。

以下では、原子力災害からの復興に向け、森林の 放射性物質対策、安全な林産物の供給、樹皮やほだ 木等の廃棄物の処理、損害の賠償について記述する。

(1)森林の放射性物質対策

平成28(2016)年3月に、復興庁、農林水産省 及び環境省による「福島の森林・林業の再生のため の関係省庁プロジェクトチーム」は、福島県民の安全・安心の確保、森林・林業の再生に向け、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた(資料VI-4)。これに基づき、国は、県・市町村と連携しつつ、住民の理解を得ながら、生活環境の安全・安心の確保、住居周辺の里山の再生、奥山等の林業の再生に向けた取組や、調査研究等の将来に向けた取組、情報発信等の取組を着実に進めている。

(ア)森林内の放射性物質に関する調査・研究 (森林内の放射性物質の分布状況の推移を調査)

林野庁は、平成23(2011)年度から、東京電力 福島第一原子力発電所からの距離が異なる福島県内

資料VI-4 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組(骨子)

福島では、多くの人々が森林とともに暮らし、林業を生業とする生活を営んでこられた。福島の森林・林業の再生は、福島の復興にとって大変重要なものである。福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

• 生活環境の安全・安心の確保のために、住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施するとともに、必要な場合には、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から 20 m以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施。

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- 住居周辺の里山等の森林について、地元の要望を踏まえて、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち 入る場所について適切に除染を実施。
- 広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施。
- 上記に加え、避難指示区域(既に解除された区域も含む。)及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映。

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進。
- 作業者向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成。

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

• 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続。

Ⅲ. 情報発信とコミュニケーション

- 森林の放射性物質に係る知見をはじめとして、森林・林業の再生のための政府の取組等について、地元の 自治体や住民の方に対して、ホームページ、パンフレットや広報誌への掲載などにより、最新の情報を発 信し、丁寧に情報提供。
- 地元の自治体、地域のコミュニティ等の要望に応じて、専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行う ことにより、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続。

資料:福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム (平成28(2016)年3月9日)資料1

の3か所の森林を対象として、放射性セシウムの濃度と蓄積量の推移を調査している。葉や枝、樹皮、落葉層の濃度は、平成24(2012)年度には大幅に低下し、その後も低下傾向を示した。また、これまでの調査では、材の放射性セシウム濃度は樹木の他の部位に比べると全般的に低く、大きな変化は認められていない。一方、落葉層の下の土壌については、深さ5cmまでの層の濃度が、平成24(2012)年度に上昇した後、平成25(2013)年度以降は明瞭な傾向はみられず、深さ5cmより深い層の濃度は、深さ5cmまでの層より大幅に低い状態が続いている。

森林全体の放射性セシウムの蓄積量の分布は、地上部の樹木に蓄積する割合が減少し、落葉層や土壌の浅い層に蓄積する割合が増加している(資料VI-5)。また、森林全体の放射性セシウムの蓄積量の変化や渓流水中の放射性セシウム濃度の調査等から、放射性セシウムは森林内に留まり、森林外への流出量は少ないと考察されている*28。

林野庁では、森林内の放射性物質の分布状況等について、継続的に調査を進めていくとともに、調査結果を踏まえ、森林の整備を行う上で必要な放射性物質対策技術の実証等の取組を進めている。

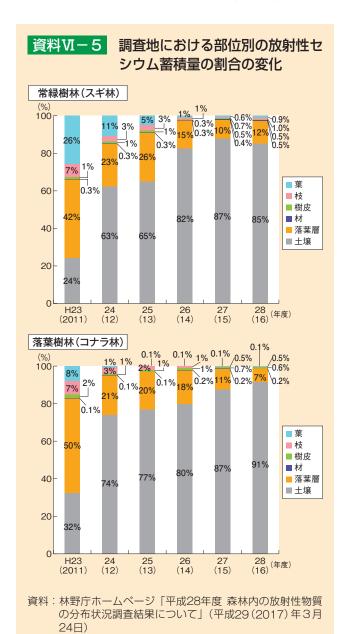
(森林整備等に伴う放射性物質の移動)

林野庁は、平成23(2011)年度から、福島県内の森林に設定した試験地において、落葉等除去や伐採等の作業を実施した後の土砂等や放射性セシウムの移動状況について調査を行っている。その結果、土砂等移動量と放射性セシウム移動量はほぼ同様の傾向を示すことが確認され、放射性セシウムは土砂等に付着したものが移動していると推察された。間伐等の森林整備による土砂等の移動量については、何も実施していない対照区と比べて大きな差は確認されず、森林整備による影響は小さいと考えられている。一方で、落葉等除去を実施した箇所では1年目の放射性セシウムの移動量が、何も実施していない対照区に比べて多くなることが確認されたが、2年目以降は対照区と同程度であった*29。

(萌芽更新木に含まれる放射性物質)

平成25 (2013) 年度から、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に伐採した樹木の根株から発生した萌芽更新木等に含まれる放射性セシウムの濃度について調査している。発生1年目と2年目以降の萌芽枝に含まれる放射性セシウムの濃度の比較では、1年目の方が高いという傾向がみられた。また、コナラとクヌギの樹種による比較では、コナラの方が高いという傾向がみられた*30。

さらに、平成26(2014)年度から、稲作で効果が確認されているカリウム施肥を行った場合の放射



^{*28} 林野庁ホームページ「平成28年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」(平成29(2017)年3月24日)

^{*29} 林野庁「平成28年度森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業報告書」(平成29(2017)年3月)

^{*30} 林野庁「平成28年度森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業報告書」(平成29(2017)年3月)

性セシウムの吸収抑制効果についても調査している。施肥の2年後の平成28 (2016) 年度までの結果では明瞭な傾向はみられず、施肥の効果は確認できなかった*31。森林は農地と異なり、土壌中のカリウム濃度のコントロールが難しいことから、試験を継続して効果を確認するとともに、施肥のコスト等について検討することとしている。

(林業再生対策の取組)

平成25 (2013) 年度からは、林業再生の観点から、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を推進する実証事業を実施している。平成28 (2016) 年度までに、汚染状況重点調査地域等に指定されている福島県内37市町村の森林において、県や市町村等の公的主体による間伐等の森林整備を行うとともに、森林整備に伴い発生する枝葉等の処理や、急傾斜地等における表土の一時的な移動を抑制する木柵等の設置を行っている。

(避難指示解除準備区域等での林業の再開に向けた 取組)

平成26(2014)年度からは、避難指示の解除に向けた動きが本格化している状況を踏まえ、避難指示解除準備区域*32等を対象に森林整備や林業生産活動の早期再開に向けて、試行的な間伐等を実施し、森林施業前後の空間線量率の把握等のこれまでに得られた知見を活用した放射性物質対策技術の実証事業を実施している。その結果、林内作業における粉じん吸入による内部被ばくはごくわずかであり、被ばく線量を低減させるには外部被ばくを少なくすることが重要ということが明らかになった*33。また、現在、森林内の放射性セシウムの8割以上が土壌に滞留しており、間伐等による空間線量率の低減効果は限定的であることが明らかになった*34。

さらに、森林における放射性物質に関する正しい 情報について広く理解してもらうため、シンポジウ

事例Ⅵ-6 福島の森林・林業再生に向けたシンポジウムを開催

平成28 (2016) 年11月、林野庁は、福島県と東京都の2か所において、「福島の森林・林業再生に向けたシンポジウム」を開催した。同シンポジウムは、林野庁が進めている森林内の放射性物質の動態把握や林業再生に向けた取組等を紹介し、関係者の理解と協力の下、福島の復興を加速化していくことを目的としている。平成26 (2014) 年から開催しているものであり、3年目に当たる平成28 (2016) 年においては、福島の地域住民のみならず、都市住民にも紹介し理解を深めてもらうため、東京都内でも初めて開催した。

東京都江東区で開催したシンポジウムには約120名の参加があり、「福島に学ぶ・復興への道・林業再生と放射性物質の現状、今後の見通し」をテーマとして、森林・木材の放射性セシウム分布の現状と今後の見通しなどの研究報告のほか、林業再生に向けた福島県や福島市の取組、林業・木材産業・特用林産経営の各現場の復興に向けた活動事例の紹介等を行った。



活動事例発表の様子(福島会場)



シンポジウム会場の様子(東京会場)

- *31 林野庁「平成28年度森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業報告書」(平成29(2017)年3月)
- *32 年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域。
- *33 林野庁「平成26年度「避難指示解除準備区域等における実証事業(田村市)」報告書」(平成27(2015)年3月)
- *34 林野庁「平成27年度避難指示解除準備区域等の林業再生に向けた実証事業(葛尾村)報告書」(平成28(2016)年3月)

ムや講習会の開催、パンフレットの作成・配布等の 普及啓発を行っている(事例VI-6)。

(イ)里山再生に向けた取組

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」 (資料VI-4)に基づく取組の一つとして、避難指示区域*35及び周辺の地域においてモデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進することとしており、平成28(2016)年12月末までに10か所のモデル地区を選定した*36。同地区では、林野庁の事業により間伐等の森林整備を行うとともに、環境省の事業による除染、内閣府の事業による線量マップの作成等、関係省庁が県や市町村と連携しながら、里山の再生に取り組んでいる。

(ウ)森林除染等の実施状況

汚染状況重点調査地域*37のうち国有林については、平成28(2016)年3月末現在、林野庁が福島県、茨城県及び群馬県の3県約23haで除染を実施済みである。

なお、環境省において、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」(資料VI-4)に基づく森林の除染も進められており、平成29(2017)年3月末に、除染実施計画に基づく、住居等の近隣の森林を含めた面的除染がおおむね完了した。

各地で除染作業が進むことに伴い、放射性物質に 汚染された除去土壌等が発生しており、除染を迅速 に実施するため仮置場の確保が重要となっている。 このため、林野庁では、地方公共団体等から汚染土 壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの 要請があった場合、国有林野の無償貸付け等を行っ ている*³⁸。

(エ)森林除染等における労働者の安全確保

避難指示解除準備区域においても、除染作業以外の生活基盤の復旧や製造業等の事業活動が認められ、営林についても再開できることが認められている*39。

また、平成24(2012)年7月に改正された「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則*40」という。)では、除染特別地域*41又は汚染状況重点調査地域内においては、除染業務に加え、1万Bq/kgを超える汚染土壌等を扱う業務(以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。)や、土壌等を扱わない場合にあっても平均空間線量率が2.5μSv/hを超える場所で行う業務(以下「特定線量下業務」という。)については、従事者の被ばく線量の測定による線量管理や内部被ばく防止のための措置、事業者が労働者に対して行う特別教育等が求められることになっている*42。

林野庁では、除染電離則の改正を受けて、平成24(2012)年7月に「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を作成し、森林内の個別の作業が特定汚染土壌等取扱業務や特定線量下業務に該当するかど

- *35 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国が設定し避難を指示した、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つの区域。
- *36 復興庁ホームページ「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム(第3回)(平成28年9月6日)」資料2、「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム(第4回)(平成28年12月22日持ち回り開催)」 9月に、川俣町、葛尾村、川内村及び広野町の計4か所、12月に、相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町及び飯舘村の計6か所を選定。
- *37 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の 汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)(平成23年法律第110号)に規定されており、空間線量率が毎時 0.23 µSv以上の地域を含む市町村が指定されている。指定を受けた市町村は「除染実施計画」を定め、この計画に基づき市町村、 県、国等により除染等の措置等が実施されている。
- *38 詳しくは、第V章(199ページ)を参照。
- *39 原子力被災者生活支援チーム「避難指示解除準備区域内での活動について」(平成24(2012)年5月9日)
- *40 平成23年厚生労働省令第152号。「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第22条、第27条等の規定に基づく厚生労働省令。
- *41 「放射性物質汚染対処特措法」に規定されており、平成23(2011)年4月に設定された「警戒区域」又は「計画的避難区域」の指定を受けたことがある地域が指定されている。環境大臣が定める「特別地域内除染実施計画」に基づいて、国により除染等が実施されている。
- *42 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成24(2012)年6月15日付け基発0615第7号厚生労働省労働基準局長通知)

うかをフローチャートで判断できるように整理する とともに、実際に森林内作業を行う際の作業手順や 留意事項を解説している*⁴³。

また、平成25 (2013) 年には、福島県内の試験 地において、機械の活用による作業者の被ばく低減 等について検証を行い、キャビン付林業機械による 作業の被ばく線量は、屋外作業と比べて35~40% 少なくなるとの結果が得られた*⁴⁴。このため林野 庁では、林業に従事する作業者の被ばくを低減する ため、リースによる高性能林業機械の導入を支援し ている。

さらに、平成28 (2016)年度には、「福島の森林・ 林業の再生に向けた総合的な取組」(資料VI-4)に 基づき、林内作業者向けにわかりやすい放射線安全・ 安心対策のガイドブックを新たに作成し、森林組合 等の林業関係者に配布し普及を行っている。

(2)安全な林産物の供給

(特用林産物の出荷制限の状況と生産継続・再開に 向けた取組)

食品中の放射性物質については、検査の結果、基準値を超える食品に地域的な広がりがみられた場合

には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷 制限等を指示してきた。

きのこや山菜等の特用林産物については、「一般 食品」の放射性セシウムの基準値100Bq/kgが適 用されており、平成29(2017)年2月現在、12県 175市町村で、原木しいたけ、野生きのこ、たけ のこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、たら のめ、ぜんまい、わらび等23品目の特用林産物に 出荷制限が指示されている。原木しいたけについて は、6県93市町村で出荷制限が指示されている。

林野庁は、原木きのこの生産再開に向けて、平成25(2013)年10月に「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、全国の都道府県に周知した。同ガイドラインでは、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、原木・ほだ木は指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している(資料VI-6)。

原木きのこについては、平成28 (2016) 年12月 現在、6県52市町村で出荷制限が解除 (一部解除を

資料VI-6 放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインの概要 栽培管理の内容 都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択できるようチェックシートを作成。 生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。 〈必須工程〉 〈放射性物質を低減するための重要工程〉 原木・ほだ木の購入時の確認と管理 原木・ほだ木の洗浄 状況に応じ 発生前のほだ木の管理(放射性物質の検査等) V 空間線量率の測定 指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査 ほだ場など作業場所の環境整備 安全性を確認するための発生したきのこの検査 ※本ガイドラインは、出荷制限が指示された地域か否かを問わず安全なきのこを栽培するためのものとしての位置付け。 ※出荷制限が指示された地域については、放射性物質の影響を低減させるための本ガイドラインを活用した栽培管理を実施し、基準値を超えるきのこが生産されないと判断 された場合、出荷制限の解除が可能。 資料:林野庁「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」

- *43 農林水産省プレスリリース「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」(平成24(2012) 年7月18日付け)
- *44 農林水産省プレスリリース「森林における放射性物質の拡散防止技術検証・開発事業の結果について」(平成25(2013)年8月 27日付け)

含む。)され、生産再開が進みつつある。 林野庁では、 きのこ等の特用林産物生産者の生産継続・再開に向 けて、安全なきのこ等の生産に必要なほだ木の洗浄 機械の整備等を支援しているほか、きのこ原木の非 破壊検査機*⁴⁵を用いた安全性確保のための技術の 検証等を実施している。

このほか、林野庁では、野生のきのこ・山菜等の 出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27(2015) 年11月に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向け た検査等の具体的運用」の考え方を整理し、具体的 な検査方法や出荷管理について関係都県に周知し た。このような中で、野生のきのこ・山菜類、たけ のこの出荷制限の解除も進みつつある。

(きのこ原木等の管理と需給状況)

林野庁は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえて、きのこ原木と菌床用培地の「当面の指標値」(き

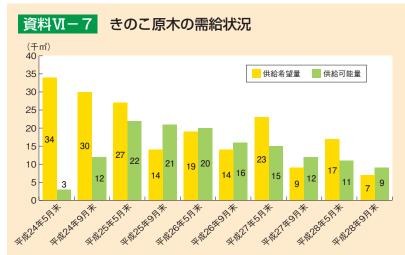
のこ原木とほだ木は50Bq/kg、菌床 用培地と菌床は200Bq/kg)を設定し ており*46、都道府県や業界団体に対 し、同指標値を超えるきのこ原木と菌 床用培地の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている*47。

東日本大震災以前には、きのこ原木は、各県における必要量のほとんどが自県内で調達されていたものの、他県から調達される原木については、その半分以上が福島県から調達されていたことから*48、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じた。このような中、林野庁では、平成23(2011)年度から、有識者、生産者、流通関係

者等から成るきのこ原木の安定供給検討委員会*49 を開催し、全国4地区の安定供給実行委員会*50と連携して、需要者と供給者のマッチングを行っている*51。

きのこ原木の需給状況については、平成25 (2013)年9月以降は、森林所有者等によるきのこ原木の供給可能量がきのこ生産者等によるきのこ原木の供給希望量を上回る状況が多くなっており(資料VI-7)、きのこ原木のマッチングが進んでいると考えられるが、平成28 (2016)年9月末時点で、供給希望量67万本のうちコナラが約9割を占めている一方、供給可能量81万本のうち約7割がクヌギ等となっており、樹種別にみるとミスマッチが生じている状況にある。

林野庁では、引き続き、供給希望量の多いコナラを主体に供給可能量の掘り起こしを行うとともに、



資料: 林野庁プレスリリース「きのこ原木の需給状況」(平成24(2012)年6月4日付け、平成24(2012)年11月30日付け、平成25(2013)年6月12日付け、平成25(2013)年11月11日付け、平成26(2014)年6月17日付け、平成26(2014)年11月18日付け、平成27(2015)年7月1日付け、平成27(2015)年11月27日付け、平成28(2016)年6月30日付け、平成28(2016)年11月22日付け)

^{*45} 従来のきのこ原木の放射性物質の検査は、チェーンソー等を用いて原木からおが粉を採取し、検査機器で計測している(破壊検査)が、原木のままでの検査を可能とするもの。「平成26年度森林及び林業の動向」204ページを参照。

^{*46 「「}きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年3月28日付け23林政経第388号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)、「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)

^{*47 「}きのこ原木及び菌床用培地の指標値の設定について」(平成23(2011)年10月6日付け23林政経第213号林野庁林政部経営課長・ 木材産業課長等連名通知)

^{*48 「}平成23年度森林及び林業の動向」43-44ページを参照。

^{*49} 平成25 (2013)年度までは「きのこ生産資材安定供給検討委員会」、平成26 (2014)年度からは「安全なきのこ原木の安定供給体制構築に係わる検討委員会」と呼称。

^{*50} 平成25 (2013)年度までは「安定供給実行委員会」、平成26 (2014)年度からは「安全なきのこ原木安定供給体制構築支援に係わる実行委員会」と呼称。

^{*51 「}平成24年度森林及び林業の動向」61ページを参照。

きのこ原木のマッチングを推進することとしている。

このほか、日本特用林産振興会では、「西日本産 クヌギ原木を使用した東日本での原木しいたけ栽培 指針」を作成し、しいたけ生産者等に周知すること により、クヌギを用いた栽培方法の普及にも取り組 んでいる。

(薪、木炭、木質ペレットの管理)

林野庁は、平成23(2011)年11月に、調理加熱用の薪と木炭に関する放射性セシウム濃度の「当面の指標値」(燃焼した際の放射性セシウムの濃縮割合を勘案し、薪は40Bq/kg、木炭は280Bq/kg(いずれも乾重量))を設定し*52、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超える薪や木炭の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている。

平成24(2012)年11月には、木質ペレットについても放射性セシウム濃度に関する「当面の指標値」(樹皮を除いた木材を原料とするホワイトペレットと樹皮を含んだ木材を原料とする全木ペレットは40Bq/kg、樹皮を原料とするバークペレットは300Bq/kg)を設定している*53。

(木材製品や作業環境等の放射性物質の調査・分析)

林野庁では、消費者に安全な木材製品が供給されるよう、福島県内において民間団体が行う木材製品や木材加工施設の作業環境における放射性物質の測定及び分析に対して、継続的に支援している。これまでの調査では、木材製品の放射性セシウム表面密度は、測定対象とした全木材及びその全加工過程で、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律*54」で定める管理区域からの持ち出し基準(4Bq/cm)以下であった。また、木材加工施設内における粉じんの放射性セシウム濃度は、検出限界以下であった。

福島県においても、県産材製材品の表面線量調査 を定期的に行っており、放射線防護の専門家から環 境や健康への影響がないとの評価が得られている。

このほか、林野庁では、製材品等の効率的な測定

検査手法の検証・開発について支援を行っており、 これまで、原木用、製材品用の表面線量の自動測定 装置が開発されている。平成27(2015)年度には、 原木の自動選別機用測定装置が試作され、原木の受 入れから木材製品の出荷に至る安全証明体制構築に 向けた取組が進められている。

(3)樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として利用されてきた。しかしながら、樹皮(バーク)を含む木くずの燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されたこと等から、樹皮(バーク)の利用が進まなくなり、製材工場等に滞留する状況が続いていた。林野庁では、滞留している樹皮(バーク)について、平成25(2013)年度から廃棄物処理施設での処理を支援しており、樹皮(バーク)の滞留量は、ピーク時である平成25(2013)年8月の8.4万トンから、平成28(2016)年11月には7千トンへと減少した。

一方、「当面の指標値」を超えたため使用できなくなったほだ木等についても、焼却により高濃度の放射性物質を含む灰が生成される懸念から、焼却処理が進まない状況にあり、平成28 (2016) 年12月現在においても、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等が、依然としてほだ場等で一時保管されている。林野庁では、ほだ木等の一時保管等の経費に対して支援しているほか、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等の処理促進が図られるよう、環境省と連携しながら、市町村等に対して働きかけ等を行ってきた。平成27(2015)年度からは、焼却施設において、放射性物質濃度の測定を行うことで安全性を確認しながら、ほだ木等の処理が進められている。

^{*52 「}調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23(2011)年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知)

^{*53} 林野庁プレスリリース「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度の調査結果及び木質ペレットの当面の指標値の設定等について」(平成24(2012)年11月2日付け)

^{*54 「}放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号)

(4)損害の賠償

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害者の迅速、公正かつ適正な救済を図るため、文部科学省が設置した原子力損害賠償紛争審査会は、一定の範囲で賠償すべき損害として、避難指示等に伴う損害に加え、出荷制限の指示等による損害やいわゆる風評被害を含め、農林漁業者等の様々な損害を示している*55。

林業関係では、これまで、避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収等について賠償が行われている。農林水産省が東京電力ホールディングス株式会社、関係県及び関係団体から聞き取りを行った結果によると、平成28(2016)年7月末までに総計約59億円の賠償が請求され、約56億円の賠償金が支払われている。

また、原木しいたけ等に関する損害賠償の請求・支払状況については、関係県からの聞き取りによると、平成28(2016)年3月末現在、請求額約279億円に対し、支払額は約264億円となっている。林野庁は、東京電力ホールディングス株式会社に対して、特用林産物生産者等への賠償金が適切かつ迅速に支払われるよう要請を行うとともに、生産者には、これまでの個別事例を踏まえた賠償の対象項目や請求方法等の周知に努めている。

避難指示区域内の森林(山林の土地及び立木)に係る財物賠償については、東京電力ホールディングス株式会社が平成26(2014)年9月から賠償請求を受け付けており*56、平成27(2015)年3月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても賠償の請求を受け付けている*57。

^{*55} 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間 指針」(平成23(2011)年8月5日)

^{*56} 東京電力プレスリリース「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」(平成26(2014)年9月18日付け)

^{*57} 東京電力プレスリリース「福島県の避難指示区域以外の地域における立木に係る財物賠償について」(平成27(2015)年3月19日付け)

第2部

平成28年度 森林及び林業施策

概説

1 施策の重点 (基本的事項)

「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月 閣議決定)に沿って、以下の森林・林業施策を積極 的に展開した。

また、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)の規定に基づき、森林及び林業をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえて、同計画の変更を行い、新たな「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月閣議決定)を策定した。さらに、同計画の推進を制度面から支えるため、「森林法等の一部を改正する法律案」を第190回国会(常会)に提出し、同法案は平成28(2016)年5月に可決成立した。

(1)森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、森林経営計画の作成に必要な森林情報の共有等を推進した。また、育成複層林への移行や長伐期化等により多様な森林の整備を推進するとともに、平成28(2016)年の熊本地震、台風に伴う集中豪雨等による被災山地の緊急的な復旧対策を実施したほか、山地防災力の強化を図るための治山事業を推進した。さらに、花粉症対策苗木の生産体制の整備、森林吸収量の確保及び検証、シカ等の野生鳥獣の生息状況を踏まえた効果的な森林被害対策、未利用間伐材等の活用による山村の活性化等を推進した。加えて、違法伐採対策として、合法木材の普及拡大、違法伐採に係る現地情報の収集等を実施した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムの整備及び普及、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、情報通信技術 (ICT) を活用した施業集約化 等を支援したほか、低コスト造林技術の実証を実施 するとともに、その導入に向けたノウハウを提案し た。また、林業に就業しようとする青年に対する給 付金の支給、林業事業体が新規就業者に対して行う 研修の支援など「緑の雇用」事業等を通じた人材の 育成を推進した。

(3)林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林産物の供給及び利用を確保するため、原木の安定供給体制の整備、加工・流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、川上、川中及び川下の連携による需給情報の共有を推進したほか、木材加工流通施設の整備、間伐材の生産、路網整備等に対する一体的な支援を行った。また、公共建築物等における木材利用、CLT(直交集成板)を用いた建築物等の普及及び木質耐火部材の開発を推進したほか、木質バイオマスのエネルギー等への利用及び木材の輸出拡大に向けた取組を支援した。

(4)国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえ、国有林野における公益重視の管理経営を一層推進した。

また、国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用して、民有林における低コストで効率的な作業システム等の普及及び定着、市町村行政を支援する人材の育成、災害発生時の被害状況調査や職員派遣など民有林への指導やサポート等を積極的に実施した。

(5)団体の再編整備に関する施策

森林組合等に対して、合併等による経営基盤の強化及び内部統制機能の確保等による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施するとともに、施業の集約化活動に対する支援等を行った。

また、組合員に対する経営の透明性の確保に向けた指導を実施したほか、森林組合系統の組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施した。

2 財政措置

(1)財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算の確保に努めた。

(2)森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動
- ③ 国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成推進

事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修

- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公 社がこれを行う場合の経営の安定化の推進
- ⑤ 地域で流通する木材の利用のための普及啓発及 び木質バイオマスエネルギー利用促進対策
- ⑥ 市町村の森林所有者情報の整備 等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措 置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・ Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に 対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のため の事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合 の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として 保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農

林業関係の一般会計等の予算額

(単位:百万円)

区分	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度
林業関係の一般会計予算額	357,000	412,260
治山事業の推進	66,446	69,617
森林整備事業の推進	146,885	160,793
災害復旧等	15,660	44,717
保安林等整備管理	491	491
森林計画	925	837
森林の整備・保全	4,535	4,449
林業振興対策	6,594	6,248
林産物供給等振興対策	4,429	3,670
森林整備·林業等振興対策	31,700	39,301
林業試験研究及び林業普及指導	10,019	11,920
森林病害虫等防除	870	869
林業金融	62	5
国際林業協力	217	200
森林整備地域活動支援対策	150	216
その他	68,017	68,927
東日本大震災復興特別会計予算額	50,213	36,625
国有林野事業債務管理特別会計予算額	321,125	329,174

- 注1:予算額は補正後のものである。
 - 2:一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。
 - 3:総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

また、上記のほか、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の整備、森林所有者の確定など森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費について、地方交付税措置を講じた。

3 税制上の措置

林業に関する税制について、平成28(2016)年 度税制改正において、

- ① エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除について、対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長すること(所得税、法人税)
- ② 森林組合の合併に係る課税の特例の適用期限を3年間延長すること(法人税)

等の措置を講じた。

4 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を152億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を60億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を 行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利 子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付 けを実施した。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行った。

その貸付枠は、100億円とした。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務 保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者 に対する保証料等の助成を実施した。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を 促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研 修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支 援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。 その貸付枠は、5億円とした。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、「農林水産省政策評価基本計画」(5年間計画)及び「平成28年度農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)や事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進した。

I 森林の有する多面的機能の発 揮に関する施策

1 面的まとまりをもった森林経営の確立

(1)実効性の高い森林計画制度の普及及び定着

地域の森林整備のマスタープランとして、地域に 最も密着した行政機関である市町村が策定する市町 村森林整備計画について、国及び都道府県が例示す る森林の機能等を参考に、森林・林業関係者をはじ めとする国民の理解と協力を得ながら、市町村が主 体的かつ柔軟に、発揮を期待する機能ごとの区域と その施業方法を決定するとともに、これらの区域や 路網計画等の図示化が進むよう、都道府県に対する 助言等を行った。

(2)適切な森林施業の確保

適切な伐採及び更新の確保を推進するため、伐採 及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図った。 適正な間伐又は保育が実施されていない森林に対 しては、行政の裁定による施業の代行を行う要間伐

森林制度の適正な運用等を図った。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図った。

(3)路網整備の推進

傾斜区分別の作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を目安として、地域の実情を踏まえ、 林道や森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切 に組み合わされた路網の整備を推進した。

また、林業専用道等の機能強化のため、局部構造 の改良等を推進したほか、既設林道の長寿命化を図 るため、トンネルや橋梁等の計画的・定期的な点検 診断・補強等を推進した。

(4)森林関連情報収集・提供の推進

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、データの公表及び

活用を進めた。

森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度 向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化 を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、 森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、個人情 報保護に関する法令等に則しつつ、森林組合等の林 業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言 等を行った。

また、森林所有者情報や境界情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、登記簿、地籍調査等の情報について、地方公共団体など行政機関の間での共有を推進し、データベース化を進めた。

2 多様で健全な森林への誘導

(1)多様な森林への誘導と森林における生物多 様性の保全

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐 期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で 健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進し た。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進した。さらに、これらの推進に向けた効率的な施業技術の普及やコンセンサスの醸成等を図った。

加えて、原生的な森林生態系、希少な生物の生育 地又は生息地、渓畔林など水辺森林の保全及び管理 等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可 能な利用の調和を図った。

(2)多様な森林整備に資する優良種苗の確保

主伐後の再造林を確実に実施するとともに、花粉発生源対策や地球温暖化防止等の社会的なニーズに対応した優良種苗の安定供給を図るため、種穂の生産拡大に対して支援したほか、新たな品種の開発に取り組んだ。

また、これらの優良種苗の生産拡大に向けて、コ

ンテナ苗を低価格で大量に供給するための生産施設 等の整備、コンテナ苗生産の技術研修等の取組に対 して支援した。

(3)公的な関与による森林整備の推進

急傾斜地など立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、公益的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等を行う水源林造成事業等を実施するとともに、地方公共団体が森林所有者と締結する協定に基づき行う森林の整備等や、鳥獣被害対策を支援した。

また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施した。

(4) 花粉発生源対策の推進

ア 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産体制の整備

少花粉スギ等の苗木生産量の増大を図るため、採種園等の整備、コンテナ苗を低コストで大量に供給するための生産施設等の整備、人工交配による種子の生産拡大のための取組、コンテナ苗の利用拡大のための協議会の設置や技術研修等の取組を支援しつつ、無花粉スギ品種等の開発に取り組むとともに、コンテナ苗の需要拡大に取り組んだ。

イ 花粉の少ない森林への転換等の推進

森林所有者に対する花粉症対策苗木への植替えの働きかけを支援するとともに、花粉発生源となっているスギ人工林等の伐倒とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進した。また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花着生状況調査や、ヒノキ雄花の観測技術の開発等を推進した。

3 地球温暖化防止策及び適応策の推進

(1)地球温暖化防止策の推進

平成32 (2020) 年度及び平成42 (2030) 年度に

おける我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、京都議定書第2約束期間(平成25(2013)年から平成32(2020)年まで)における森林経営による吸収量の国際的算入上限である1990年総排出量比3.5%を確保できるよう、「森林・林業基本計画」や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)等に基づき、間伐等の森林の適正な整備や保安林等の適切な管理及び保全、成長に優れた種苗の確保に向けた生産体制の構築、「国民参加の森林づくり」、木材及び木質バイオマスの利用拡大、「木づかい運動」等の森林吸収源対策を推進した。

(2)吸収量の確保及び検証体制の強化

京都議定書第 1 約束期間(平成20(2008)年から 平成24(2012)年まで)に引き続き、平成25 (2013)年以降においても森林吸収量を算定し、報 告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材 製品(HWP)の炭素蓄積変化量の把握等必要な基礎 データの収集及び分析を行った。あわせて、条約事 務局による国際審査等に備え、技術的課題の分析及 び検討を行った。

(3)地球温暖化の影響に対する適応策の推進

平成27(2015)年8月に策定された「農林水産 省気候変動適応計画」及び同11月に閣議決定され た「気候変動の影響への適応計画」に基づき、地球 温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨等に起 因する山地災害への対応、将来影響について知見の 少ない人工林等における影響把握等の研究・技術開 発等を推進した。

(4)地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的な枠組みづくりに積極的に参画し、貢献するとともに、二国間オフセット・クレジット制度(JCM)*1におけるREDD+*2の実施ルールを検討した。また、開発途上国の森林劣化

^{*1} 開発途上国において優れた低炭素技術の普及や緩和活動を実施し、開発途上国の持続可能な開発に貢献するとともに、温室効果 ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する制度。

^{*2} 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減(REDD: Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries)に、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化を加えたもの。

の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減少及 び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保 全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企 業等によるREDD+への参入等に対して支援した。

4 東日本大震災等の災害からの復旧、国土 の保全等の推進

(1)被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、 津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進した。

なお、生育基盤の造成等に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材を活用することにより災害廃棄物処理の促進に貢献するとともに、NPO等の民間団体とも連携しつつ植栽等を推進した。

(2)災害からの復旧の推進

東日本大震災や平成27 (2015) 年及び平成28 (2016) 年の台風に伴う集中豪雨等により被災した 治山施設について、治山施設災害復旧事業*3により 復旧を図るとともに、集中豪雨等により新たに発生 した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について、災 害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図った。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合は、林道施設災害復旧事業*4、災害関連山村環境施設復旧事業及び森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)*5により、早期復旧を図った。

さらに、平成28 (2016) 年4月の熊本地震や8 月以降に相次いで発生した台風に伴う集中豪雨等に よる大規模災害発生時には、森林管理局においてへ リコプターによる被害箇所の調査を実施するととも に、山地災害が確認された場合には、災害復旧につ いての助言を行う専門家の派遣等、地方公共団体に 対する支援を迅速かつ円滑に実施した。

特に、熊本地震で震度6弱以上を記録した市町村を中心に、航空レーザ計測によって林地の亀裂や崩壊箇所を把握し、関係県及び市町村に情報提供した。また、被災した治山施設の復旧について、特定民有林直轄治山施設災害復旧事業*6による直轄施行を実施した。

(3)保安林の適切な指定・管理の推進

水源の滋養、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定するなど、保安林の配備を計画的に推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図ったほか、伐採、転用規制等の適切な運用を図った。

(4)地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進した。具体的には、山地災害の発生する危険性の高い地区のより適確な把握に向け、山地災害危険地区の再調査を推進した。また、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策や、地域における避難体制の整備等のソフト対策と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供するなどの取組を総合的に推進した。さ

^{*3 「}公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を 復旧する事業。

^{*4 「}農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

^{*5 「}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき被災した森林を復旧する事業。

^{*6 「}森林法施行規則」(昭和26年農林省令第54号)に基づき、被災した都道府県が管理する治山施設等を国が直轄施行により復旧する事業。

らに、重要な水源地や集落の水源となっている保安 林等において、浸透能力及び保水能力の高い森林土 壌を有する森林の維持・造成を推進した。

集中豪雨等により発生した山地災害の早期の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進した。

また、国有林と民有林との連携による計画的な事業の実施、他の国土保全に関する施策と連携した流木災害対策の実施、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策を推進した。

(5)松くい虫等の病害虫防除対策等の総合的かつ効率的実施

マツ材線虫病による松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐*⁷を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹林等への樹種転換を推進した。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進した。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、予防や駆除を積極的に推進した。林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図った。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森 林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を 地域との連携により推進した。

(6)野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林 被害対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)を踏まえ、関係府省等による鳥獣保護管理施策との一層の連携強化を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた効果的な森林被害対

策を推進するとともに、シカの広域的な捕獲をモデル的に実施するなど地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置等を行った。

また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境 となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する など、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推 進した。

5 森林・林業の再生に向けた研究・技術の 開発及び普及

(1)研究・技術開発等の効率的かつ効果的な推進

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林総合研究所が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進した。

ア 試験研究の効率的推進

国立研究開発法人森林総合研究所において、「森林・林業基本計画」や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等に基づく森林・林業施策について、その優先事項を踏まえ、

- ① 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理 技術の開発
- ② 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ③ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- ④ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による 多様な品種開発及び育種基盤技術の強化 等を推進した。

また、効率的な研究及びその成果の活用を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関等と連携して試験研究を推進した。

イ 森林・林業・木材利用に関する技術の開発

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の

安定供給等を着実に推進するため、

- ① 素材や木質バイオマスの生産を効率化する林業機械の開発・改良
- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案等を実施した。

また、林地残材や未利用間伐材等を活用するため、これらを原料とする、CNF(セルロースナノファイバー)等の付加価値の高い製品や熱効率の高い固形燃料の製造技術や利用技術の開発等、新たな木質バイオマスの加工や利用に関するシステム開発を支援した。

(2)放射性物質による影響の調査とそれに対応した技術開発等

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行った。

また、汚染された森林における放射性物質対策に 係る技術の早期確立を目指し、森林施業等による放 射性物質の拡散防止効果の検証や、県及び市町村と の連携による必要なデータの蓄積等の取組を推進し た。加えて、避難指示解除準備区域等において、試 行的な間伐を通じた作業者の被ばく低減対策など、 避難指示解除後における林業の円滑な再開に向けた 知見を整理するための実証事業を実施した。

さらに、消費者に安全な木材製品を供給するため、 木材製品や作業環境等に係る放射性物質の調査及び 分析、放射性物質の効率的な除去・低減技術の検証 及び測定検査手法の開発・検証並びに安全証明体制 の構築に対して支援した。

加えて、放射性物質が付着したことにより利用できず、製材工場等に滞留している樹皮(バーク)の処理費用等に対して支援した。

このほか、被災地における森林整備を円滑に進めるため、伐採に伴い発生する副産物の減容化や、木質バイオマスの利用の推進、ほだ木等の原木林の再生等に向けた実証的な取組を進めた。

(3)効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が共同した林業普及指導事業を実施 するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導 水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や 研修を行ったほか、林業普及指導員の普及活動に必 要な機材の整備等の経費について林業普及指導事業 交付金を交付した。

また、地域全体の森林づくりや林業の再生に向けた構想及びその実現に向けた活動の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施業等の集約化に取り組む林業事業体、市町村等を対象とした重点的な普及活動を効率的かつ効果的に推進した。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、 各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施す ることにより、林政の重要な課題に対応するための 人材の育成を図った。

6 森林を支える山村の振興

(1)地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

きのこ生産に必要な資材の安定供給を図るととも に、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡 大を図るため、

- ① コーディネーターによる需給情報の提供を通じたきのこ原木等の安定供給体制の構築
- ② 新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組に対して支援した。

また、原木しいたけの需要や価格の回復基調を定着させるため、生産性や品質向上に向けた取組に対して支援するとともに、竹材の需要拡大に向け、新規用途の開拓や竹材生産情報の収集等の取組に対して支援した。

さらに、東日本大震災の被災地等において、その 復興や食料供給の場の形成及び特用林産施設の効率 化を推進するため、生産、加工及び流通施設の整備 や被災生産者等のきのこ等の生産再開に必要な生産 資材の導入を支援した。

(2)放射性物質の影響に対応した安全な特用林 産物の供給確保

安全な特用林産物の供給と生産の継続のため、安全な山菜、きのこ等の栽培方法や利用方法の検討等及び放射性物質による汚染を低減させ産地を再生させるための技術の検証に対して支援するとともに、放射性物質による被害を防除するためのほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の整備に対して支援した。

また、都道府県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施した。

(3)里山林など山村固有の未利用資源の活用 ア 里山資源の継続的かつ多様な利用

里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村 の活性化を図るため、

- ① 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設整備等に対する支援
- ② 地域住民等から成る活動組織が実施する里山林 の景観の保全及び整備、侵入竹の伐採及び除去、 広葉樹をしいたけ原木等として利用するための伐 採活動等に対する支援
- ③ 山村の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組に対する支援を実施した。

イ 森林分野でのクレジット化の取組の推進

平成25 (2013) 年度に開始されたJ-クレジット制度を通じ、森林整備による温室効果ガスの吸収や、木質バイオマスの化石燃料代替利用による排出削減の取組を促進した。

(4)都市と山村の交流等を通じた山村への定住 の促進

ア 山村振興対策等の推進

「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図った。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等に対して助成するとともに、都道府県が市町村に代わって整備することがで

きる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成した。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進した。

このほか、農山漁村における定住や二地域居住、 都市との地域間交流に資する農山漁村の活性化に向けた取組に対して支援した。

加えて、振興山村の農林漁業者等に対し、株式会 社日本政策金融公庫による長期かつ低利の振興山 村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

イ 過疎地域対策等の推進

人口が著しく減少し、生活環境の整備等が他の地域より低位にある過疎地域及び半島地域について、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に対して助成した。また、基幹的な林道について、利用区域内森林面積の要件を引き下げるなど、指定要件を緩和した。

さらに、過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会 社日本政策金融公庫から長期かつ低利の振興山村・ 過疎地域経営改善資金の融通を行った。

7 社会的コスト負担の理解の促進

森林の有する多面的機能の持続的発揮のための社会的コストの負担方法については、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在することを踏まえ、地球温暖化防止に果たす森林の役割への期待に応えつつ森林吸収源対策を含めた森林・林業の諸施策の着実な推進を図っていくためには、どのような手法を組み合わせてコストを負担すべきか、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める税制等の新たな仕組みを含め、国全体としての財源確保等を検討した。

8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利 用の推進

(1)多様な主体による森林づくり活動の促進国民参加の森林づくりを推進するため、

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施
- ② 「森林づくり」や「木づかい」に対する国民の 理解を醸成するための幅広い普及啓発
- ③ NPO等による森林づくり活動及び木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の実践

に対して支援した。

(2)森林環境教育等の充実

森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森 林の多様な利用を推進するため、

- ① 幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に 関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強 化
- ② 林業後継者等の林業体験学習等の促進
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が 森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた 森林及び施設の整備の推進
- ④ 地域住民等から成る活動組織が実施する森林環境教育や研修活動に対する支援等を実施した。

9 国際的な協調及び貢献

(1)国際協力の推進

ア 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム(UNFF)、国連食糧農業機関(FAO)等の国際対話に積極的に参画し、貢献したほか、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけ、モントリオール・プロセス*8については、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会等の開催支援

を行ったほか、他の国際的な基準・指標プロセスと の連携及び協調の促進等についても積極的に貢献し た。

また、日中韓持続可能な森林経営に関する3か国 対話等を通じ、近隣国との相互理解を推進した。

さらに、世界における持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアティブを発揮していく観点から、第6回アフリカ開発会議(TICADVI)のサイドイベントとして、アフリカの持続可能な森林経営の推進に関する閣僚級の国際会議を開催した。

イ 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術 開発

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進するため、JCMにおけるREDD+の実施ルールを検討した。また、開発途上国の森林劣化の防止に資する技術開発及び人材育成、森林減少及び劣化を抑制する場合の機会費用等の分析、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業等によるREDD+への参入等に対して支援した。

ウ 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施するとともに、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発計画調査型技術協力を実施した。

また、開発途上国からの要請を踏まえ、JICAを通じた森林・林業案件に対する無償資金協力及び円借款による支援を検討した。

さらに、日韓農林水産技術協力委員会及び日中農業協力グループ会議を通じた技術交流を推進した。加えて、日インド森林及び林業分野の協力覚書に基づき両国の協力を推進した。

エ 国際機関を通じた協力

国際熱帯木材機関 (ITTO) への拠出を通じ、熱帯 地域における持続可能な森林経営及び違法伐採対策 を推進した。

また、世界における持続可能な森林経営を推進するため、国連森林フォーラム(UNFF)への拠出を通じ、世界の各地域の森林関係機関の活動の強化に対して支援した。

さらに、我が国の民間団体等が行う中国への植林協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を通じた協力に対して支援した。

オ 民間組織による活動への支援

日本NGO連携無償資金協力制度*⁹及び草の根・ 人間の安全保障無償資金協力制度*¹⁰等により、我 が国のNGOや現地NGO等が開発途上国で行う植 林、森林保全の活動に対して支援した。

(2)違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、違法伐採 及びこれに関連する貿易に関する対話、開発途上国 における人材の育成、合法性等の証明された木材及 び木材製品(合法木材)の普及等による違法伐採対策 を推進した。

また、我が国においては、「総合的なTPP関連政策大綱」も踏まえ、合法木材が木材供給事業者から一般消費者に至るまで円滑に供給されるための体制の整備、合法性証明の信頼性を向上させる取組、違法伐採対策の重要性について一般企業や消費者等の理解を得るための取組等に加え、第三者による供給状況の調査も実施し、合法木材の普及拡大を引き続き推進した。

これに加え、平成29(2017)年5月に「合法伐 採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)(クリーンウッド法)が施行されることを踏まえ、法施行に向けた体制整備や広報、生産国における現地情報の収集等を行った。

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の推進並びにこれらを担う人材の育成、確保等の施策を講じた。

(1)効率的かつ安定的な林業経営の育成

生産コストの低減を図るため、意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業体による森林経営計画の作成、施業の集約化、路網の整備等を推進した。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づく金融・税制上の措置等を講じた。

(2)施業集約化等の推進

森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林 施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となっ た丈夫で簡易な路網の開設等を支援した。

また、施業の集約化の促進を図るため、森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成の活動、既存路網の簡易な改良等に対して支援するとともに、施業提案や森林境界の確認の手法として3次元地図や過去の空中写真等の森林情報の活用を推進した。

さらに、航空レーザ計測で取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援した。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施 業団地の設定等の取組を推進した。

^{*9} 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力を行う制度。

^{*10} 開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関並びに開発途上国において活動している国際及びローカルNGO等が実施する比較的 小規模なプロジェクトに対し、日本の在外公館が中心になって資金協力を行う制度。

(3)低コストで効率的な作業システムの整備及び普及並びに定着

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の 安定供給等を着実に推進するため、

- ① 素材や木質バイオマスの生産を効率化する林業機械の開発・改良
- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案
- ③ リース等による高性能林業機械の導入の支援等を実施した。

また、国有林においては、現場技能者等の育成の ための研修フィールドを提供した。

2 人材の育成及び確保等

(1)現場技能者や技術者等人材の育成

ア 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業への就業に向けて、林業大学校等において必要な知識の習得等を行うなど、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備のための給付金を給付した。

また、新規就業者等に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、その定着に向けた就業環境の整備に対して支援した。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成、労働安全衛生管理等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施した。これらの研修修了者については、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として農林水産省が備える名簿に登録することにより林業就業者のキャリア形成に対して支援した。

さらに、急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等を備えた技能者の育成のための研修を行うとともに、丈夫で簡易な森林作業道の作設を行う技能者の能力向上に必要な知識及び技能の習得に関する研修等を実施した。

イ 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を

図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行うコンクール等に対して 支援した。

さらに、林業後継者を育成し、確保するため、森林・林業関係学科の高校生等を対象にした就業体験や山村地域の小中学生等を対象にした地域の森林・ 林業に関する体験学習等に対して支援した。

ウ 施業集約化等を担う人材及び地域の森林経営を 支援する人材の育成

森林所有者に対し森林施業を提案する人材(森林施業プランナー)について、全国的に一定の質を確保しつつ、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある者を育成するため、研修カリキュラムや認定基準の策定、各種研修の実施等の取組に対して支援した。

また、市町村森林整備計画の策定等への支援を通じて、地域の新たな課題に対応し、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者や森林施業プランナー等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレスター))の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修カリキュラムを改善し研修を実施した。

エ 女性の林業経営への参画、女性林業者のネット ワーク化の促進等

女性の林業への参画や定着を促進するため、全国 レベルの交流会の開催や優良活動事例等の情報提供 による女性林業従事者や女性林業グループ等のネッ トワーク化、女性の参入促進のための林業体験等を 支援した。

また、女性林業従事者の抱える問題の実態把握を 行うとともに、解決方策等を調査した。

(2)雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる 林業事業体の社会保険及び退職金制度への加入状況 等に応じた雇用管理改善の指導を促すとともに、林 業事業体による従業員の雇用管理や処遇の改善に役 立つよう作成した人事管理マニュアルの普及及び活 用を推進した。 また、林業事業体に専門家を派遣し、経営者と従 業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の物差しをも ち、経営者が適切に能力評価を行って処遇等に反映 するシステムの導入に対して支援した。

(3)労働安全衛生の向上

安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修、林業事業体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発、安全作業器具の開発及び改良等を、近年の労働災害の発生状況を踏まえつつ効果的に実施した。

また、林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントの活用を推進した。

3 林業災害による損失の補塡

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林総合研究所が行う火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補塡する森林保険の普及に引き続き努めた。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保 に関する施策

1 効率的な加工・流通体制の整備

(1)国産材の安定供給体制の整備

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、間伐・路網整備や、CLT等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備等を総合的に支援した。また、川上と川中・川下が連携し、需給情報の共有化を徹底するとともに、民有林と国有林との連携による地域材の安定供給体制を構築した。

加えて、国際的な木材取引においては森林認証材が標準となってきていることから、将来的な木材製品等の輸出拡大に向けた国際基準での森林認証制度の普及を図った。

(2)加工・流通体制の整備

品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給 するため、

- ① 製品の安定供給や地域材の競争力強化に資する 木材加工流通施設等に対する支援
- ② 「総合的なTPP関連政策大綱」に即した、生産性向上等の体質強化を図るための木材加工流通施設整備、間伐材の生産、路網整備等の一体的な支援
- ③ 製材業、合板製造業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成

等により、木材加工流通施設等の整備を推進した。 また、平成28(2016)年4月に発生した熊本地 震により被災した木材加工流通施設の撤去、復旧及 び整備を緊急的に支援した。

2 木材利用の拡大

(1)公共建築物等

平成22 (2010) 年10月 1 日に施行された「公共 建築物等における木材の利用の促進に関する法律」 第7条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定め る「公共建築物における木材の利用の促進のための 計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、 国自らが率先して木材利用を推進した。

また、同法第9条第1項に規定する市町村方針の作成に対して支援した。

さらに、地域で流通する木材の利用の一層の拡大 に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ た、低コストでの木造公共建築物等の整備に対して 支援した。

このほか、木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援及び木造公共建築物を整備した者に対する利子助成等を実施した。

(2)住宅、土木用資材等

CLT強度データ等の収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備を推進した。

このほか、中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築に携わる設計者等を育成する取組に対して支援した。

地域で流通する木材を活かして住宅を建設する 「顔の見える木材での家づくり」など、工務店等と 林業・木材加工業の連携による地域材の利用拡大に 向けた取組に対して支援した。また、木造住宅等の 健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組に対して 支援した。

製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

大径化したスギ等の製材需要創出・高付加価値化 に向けた新たな製品・技術の開発や、店舗等低層非 住宅建築物の木質化に向けた取組に対して支援し た。

さらに、土木分野等における木材の利用について、 関係業界への働きかけやワークショップ等を通じて 促進した。

(3)木質バイオマスの利用

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進す

るため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー 等の整備を推進した。

また、木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置、小規模発電の取組への助言等のサポートを行う体制の確立、燃料の安定供給体制の強化を支援した。

このほか、発電効率の高い木質バイオマス発電システム等の開発及び改良や、林地残材等の未利用材を原料とするCNF等の高付加価値製品の製造技術や利用技術等の開発を支援した。

(4)木材等の輸出促進

「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、地域材を利用した付加価値の高い木材製品の輸出を中国や韓国等に拡大していくため、

- ① 日本産木材を用いた木造軸組構法モデル住宅の 海外における建築及び展示
- ② 輸出向け木材製品のブランド化の取組
- ③ 展示会出展、PR活動、市場調査等輸出先国に おける販売促進活動
- ④ 国内検討会やセミナーの開催等による輸出情報 の共有と輸出促進体制の強化
- 等、木材輸出拡大に向けた取組を支援した。

3 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した 木造復興住宅の普及を推進した。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を引き続き推進した。

4 消費者等の理解の醸成

木を使うことが森林の整備や林業、山村の振興に 結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率 的に行い、森林整備の推進及び地域で流通する木材 等の森林資源の利用の拡大を図るため、シンポジウ ムの開催や展示会への出展等による「木づかい運動」 の推進、森林づくり活動等と一体となった広報、イベント開催等の普及啓発活動を実施した。

特に、木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を利用し地域の活性化につなげている取組など、木材を活用した様々な取組を幅広く表彰する活動(ウッドデザイン賞等)を支援した。

また、木への親しみや木の文化への理解を深め、 木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の取組を広 げるため、これまで開発した木育プログラムの活用 による木育指導者の養成など、効果的な木育の推進 を図った。

5 林産物の輸入に関する措置

WTO交渉や、EU等との間におけるEPA(経済連携協定)及びFTA(自由貿易協定)交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易の確保や、国内の林業・木材産業への影響にも配慮して対処した。また、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集、交換及び分析を行い、国際的な連携を図った。

IV 国有林野の管理及び経営に関 する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請への適切な対応、森林・林業の再生への貢献のため、「森林・林業基本計画」等に基づき、次の施策を着実に推進した。

その際、流域の実態を踏まえながら、民有林と国 有林が一体となった地域の森林整備や林業・木材産 業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下 で民有林との連携を推進した。

(1)森林計画の策定

「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年 法律第246号)等に基づき、30森林計画区において、 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を策定 するとともに、31森林計画区において、国有林の 地域別の森林計画を策定した。

(2)健全な森林の整備の推進

国民の二一ズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源滋養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進した。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献したほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めた。具体的には、人工林の多くがいまだ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しつつあることを踏まえ、間伐を推進するとともに、育成複層林へ導くための施業、長伐期施業及び小面積かつモザイク的配置に留意した施業を推進した。なお、再造林に当たっては、効率的・効果的な手法の導入に努めた。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林 作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合 わされた路網の整備を推進するとともに、「公益的 機能維持増進協定制度」を活用した民有林との一体的な整備及び保全の取組を推進した。

(3)森林の適切な保全管理の推進

国有林においては、公益重視の管理経営を一層推進し、保安林等の保全・管理、国有林の地域別の森林計画の樹立、森林・林業に関する知識の普及及び技術的指導を行った。

生物多様性の保全の観点から、原生的な森林生態 系や希少な野生生物が生育し、又は生息する森林に ついては、厳格な保護・管理を行う「保護林」や野 生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モ ニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進 した。渓流等と一体となった森林については、その 連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森 林生態系ネットワークの形成に努めた。その他の森 林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な 森林の整備及び保全を推進した。

また、野生生物や森林生態系等の状況を適確に把握し、植生の回復等の措置を講じた。

さらに、世界自然遺産の「知床」、「白鑵山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」並びに世界自然遺産の国内候補地である「菴美大島、徳之島、萍縄島北部及び西表島」における森林の保全対策を推進するとともに、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」等の世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野について、森林景観等に配慮した管理経営を行った。

また、森林における野生鳥獣被害防止のため、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施したほか、地域住民等の多様な主体との連携により野生鳥獣と住民との棲み分け又は共存に向けた地域づくり、自然再生の推進、国有林野内に生育し、又は生息する国内希少野生動植物種の保護を図る事業等を実施した。

二酸化炭素の吸収源として算入される天然生林の 適切な保護及び保全を図るため、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者への マナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・ 管理活動を実施した。

(4)国有林野内の治山事業の推進

国有林野内の治山事業においては、平成28 (2016)年4月の熊本地震や8月以降に相次いで発生した台風等による災害からの復旧に取り組んだ。また、近年頻発する集中豪雨等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、民有林との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図った。

具体的には、荒廃山地の被害状況調査、復旧等と 荒廃森林の整備の一体的な実施、予防治山対策や火 山防災対策の強化、治山施設の機能強化を含む長寿 命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保 全対策等を推進した。また、国有林と民有林との連 携による計画的な事業の実施、他の国土保全に関す る施策と連携した流木災害対策、工事実施に当たっ ての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配 慮した治山対策の実施を推進した。

(5)林産物の供給

適切な施業の結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、未利用間伐材等の木質バイオマス利用等の新規需要の開拓に向け、安定供給システム販売等による国有林材の戦略的な供給に努めた。その際、林産物の供給に当たっては、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に向けて取り組んだ。また、国産材の安定供給体制の構築に資するため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大等国産材の流通合理化を図る取組に対して支援した。

さらに、国産材の2割を供給している国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、需要に見合った供給を行うため、地域の需給動向及び関係者の意見等を迅速かつ適確に把握する取組を推進した。

(6)国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の

意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進した。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮 しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資 する国有林野の活用にも努めた。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備、自然観察会等の実施、レクリエーションの場の提供等を行うなど、その活用を推進した。

2 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

国有林野事業の組織、技術力及び資源を活用し、

- ① 低コストで効率的な作業システムの民有林における普及及び定着
- ② 林業事業体の育成
- ③ 森林共同施業団地の設定による民有林と連携し た施業
- ④ 市町村を技術面で支援する人材等の育成
- ⑤ 先駆的な技術等の事業レベルでの試行等を通じた民有林経営に対する支援
- ⑥ 花粉症対策苗やコンテナ苗等の生産拡大に向けた苗木の需要見通しの提示
- ⑦ 種子の安定供給に向けた旧採種園の再整備
- ⑧ 花粉症対策品種の穂木の安定供給に向け、人工 造林地を穂木の採取源として活用するための条件 整備

等に取り組んだ。

3 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営の透明性の確保を図るため、 情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計 画の策定等の機会を通じて国民の要請の適確な把握 とそれを反映した管理経営の推進に努めた。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と

連携して森林環境教育を推進した。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林」など国民参加の森林づくりを推進した。

V 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援 を行いながら、施業集約化、合意形成及び森林経営 計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導 するとともに、国、地方公共団体等からの事業委託 が組合員のために行う森林整備等を妨げないよう指 導を行った。

また、森林組合の合併等による経営基盤の強化並びに内部統制機能の確保及び法令等遵守(コンプライアンス)意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けた指導を実施した。さらに、組合員に対する森林組合の経営の透明性を確保するため、森林組合の決算書類等の様式等に従って経営内容が整理、情報開示されるよう指導したほか、森林組合系統の適正な組織運営及び業務運営を確保するための検査を引き続き実施した。

加えて、東日本大震災により被災した森林組合等に対する利子助成を引き続き実施した。

平成29年度 森林及び林業施策

第193回国会(常会)提出

目 次

概	!説	 1
1	1 施策の背景(基本的認識)	 1
2	2 財政措置	 1
3	3 税制上の措置	 2
_	4 金融措置	 3
5	5 政策評価	 3
Ι	森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	 4
1	1 面的なまとまりを持った森林経営の確立	 4
2	2 再造林等による適切な更新の確保	 4
3	3 適切な間伐等の実施	 5
_	4 路網整備の推進	 5
5	5 多様で健全な森林への誘導	 5
6	6 地球温暖化防止策及び適応策の推進	 6
7	7 国土の保全等の推進	 7
8	8 研究・技術開発及びその普及	 8
9	9 山村の振興及び地方創生への寄与	 8
1	10 社会的コスト負担の理解の促進	 9
1	11 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	 9
1	12 国際的な協調及び貢献	 10
П		1 1
1	1 望ましい林業構造の確立	1 1
2	2 人材の育成及び確保等	 12
3	3 林業災害による損失の補塡	 13
Ш	林産物の供給及び利用の確保に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 13
1	1 原木の安定供給体制の構築	 13
2	2 木材産業の競争力強化	13
3	3 新たな木材需要の創出	14
_	4 消費者等の理解の醸成	15
5	5 林産物の輸入に関する措置	 15
IV	東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	 16
V		17
1	1 公益重視の管理経営の一層の推進	17
2	2 林業の成長産業化への貢献	18
3	3 「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用	 18
VI	- - 団体の再編整備に関する施策 ····································	

概説

1 施策の背景(基本的認識)

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。その多くは、戦後の荒廃した森林への復旧造林をはじめ、先人の努力により植栽、保育されてきたものである。これまでに1,000万haを超える人工林が造成され、森林の総蓄積は約50億㎡に達するなど森林資源は充実し、半数以上の人工林が一般的な主伐期である10齢級以上となり、これを有効に活用するとともに、計画的に再造成すべき時期を迎えている。

このような森林を適切に整備・保全しつつ、再生可能な資源としてその循環利用を進めていくことは、森林による二酸化炭素の吸収量の確保、木材利用の拡大による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減を通じて、地球温暖化の防止に貢献するとともに、森林の公益的機能を維持・向上させ、環境負荷の少ない社会の形成、「木の文化」の継承と創造にも寄与する。

また、我が国の経済社会は、急速な少子高齢化と 人口減少により地方の衰退が懸念されるなど、大き な転換点を迎えている。そのような中、山村等にお いては、豊富な森林資源を循環利用することで地方 創生を図ろうとする機運が高まっており、木質バイ オマスのエネルギー利用、中高層建築物等への利用 が期待できるCLT(直交集成板)や木質耐火部材等 の開発が進むなど、木材需要の拡大につながるよう な変化も生じている。

さらに、近年、台風に伴う集中豪雨や地震等による激甚な山地災害が頻発しており、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、被災した山地の復旧整備や事前防災・減災に向けた治山対策を推進するとともに、東日本大震災からの復旧・復興に向け引き続き取り組んでいく必要がある。

このような森林・林業を巡る情勢を踏まえ、平成28(2016)年5月には、新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定され、今後の森林・林業に関する各種施策の基本的な方向が明らかにされたところである。

平成29(2017)年度においては、新たな「森林・ 林業基本計画」に基づき、林業の成長産業化に向け て、適切な森林の整備及び保全、多様で健全な森林 への誘導等により、森林の多面的機能の維持及び向 上を図りつつ、施業の集約化や路網整備、人材の育 成及び確保等を通じた原木の安定供給体制の構築 や、CLTの利用促進、公共建築物等への木材利用、 木質バイオマスの利用促進等、新たな木材需要の創 出に取り組む必要がある。

これらに加えて、平成28 (2016) 年の熊本地震 や相次いで上陸した台風に伴う集中豪雨等により被 災した山地の復旧整備に取り組む必要がある。

2 財政措置

(1)財政措置

平成29 (2017) 年度林野庁関係予算においては、一般会計に非公共事業約1,055億円、公共事業約1,900億円を計上する。特に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化の実現を図るとともに、森林・林業の多面的機能の維持及び向上のため、

- ① 「次世代林業基盤づくり交付金」による、CLT 等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス 関連施設、苗木生産施設等の整備や間伐・路網整備等、地域の実情に応じた川上から川下までの総合的な支援、モデル的に選定した収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」が提案する対策への重点的な支援
- ② 施業集約化に向けた、森林所有者・境界の明確 化や市町村が森林の所有者情報を一元的に取りま とめた林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシ ステム整備の支援
- ③ 「森林・林業人材育成対策」による、林業に就

直近3か年の林業関係予算の推移

区分	平成27 (20	015)年度	平成28 (20	016)年度	平成29 (20	017)年度
公共事業費	1,918	(100.3)	1,900	(99.0)	1,900	(100.0)
非公共事業費	985	(98.2)	1,033	(104.9)	1,055	(102.1)
国有林野事業債務管理特別会計	3,226	(102.3)	3,307	(102.5)	3,438	(104.0)
東日本大震災復興特別会計						
(公共事業)	434	(75.3)	304	(69.9)	296	(97.4)
(非公共事業)	69	(64.1)	63	(91.0)	55	(87.3)

注: 当初予算額であり、()は前年度比率。上記のほか、農山漁村地域整備交付金、農山漁村振興交付金及び地方創生推進交付金がある。

業しようとする青年に対する給付金の支給、林業 事業体が新規就業者に対して行う研修の支援等、 「緑の雇用」事業による人材育成支援

- ④ 「新たな木材需要創出総合プロジェクト」による、中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、CNF(セルロースナノファイバー)など新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大等の支援、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)(クリーンウッド法)の施行のための取組の実施
- ⑤ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産技術研修、花粉症対 策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等 の支援
- ⑥ 「シカによる森林被害緊急対策事業」による、 地方公共団体等と連携した広域的かつ緊急的なシ カの捕獲や捕獲強化のための行動把握の実施
- ⑦ 国産材の安定供給体制の構築や地球温暖化の防止のための森林整備事業、地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のための治山事業等の推進等の施策を重点的に講ずる。

また、東日本大震災復興特別会計に非公共事業約55億円、公共事業約296億円を盛り込む。

(2)森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進する。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」

と連携した施業の集約化に必要な活動

③ 国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成推進 事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必 要な研修

(単位:億円、%)

- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公 社がこれを行う場合の経営の安定化の推進
- ⑤ 地域で流通する木材の利用のための普及啓発及 び木質バイオマスエネルギー利用促進対策
- ⑥ 市町村の森林所有者情報の整備 等に要する経費等に対して、地方交付税措置を講ず る。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、 U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費 に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずる。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、 農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方 債の対象とする。

また、上記のほか、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の整備、森林所有者の確定等、森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずる。

3 税制上の措置

林業に関する税制について、平成29(2017)年 度税制改正において、

① 山林に係る相続税の納税猶予制度について、5

ha未満の一定の山林の適用対象への追加、身体 障害等により計画継続困難となった際の経営委託 による継続、災害により経営規模の拡大が困難と なった際の取組期間の延長を行うこと(相続税)

- ② 相続税の財産評価の適正化のため、実態を踏まえ、杉及びひのきの現行評価額を全体的に引き下げ、松を個別評価とすること(相続税)
- ③ 森林法等の一部改正に伴い、見直し後の認定基準による森林経営計画、国立研究開発法人森林研究・整備機構(旧国立研究開発法人森林総合研究所)等に対し、現行措置を引き続き適用すること(複数税目)
- ④ 森林組合等を含む協同組合等が有する普通出資 に係る受取配当等について、益金不算入の特例措 置を創設すること(法人税)
- ⑤ 林業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策 のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置 の適用期限を3年延長すること(石油石炭税)
- ⑥ 中小企業投資促進税制について、対象資産の見 直しを行った上、適用期限を2年延長すること(所 得税・法人税)
- ⑦ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適 用期限を2年延長すること(所得税・法人税)
- ⑧ 森林組合等の貸倒引当金の特例について、割増率の引下げを行った上、適用期限を2年延長すること(法人税)
- ⑨ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長すること(法人税)
- ⑩ 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税率の軽減措置の適用期限を2年延長すること(登録免許税)等の措置を講ずる。

4 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を189億円とする。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を60億円とする。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を 行う林業者等に対する利子助成を実施する。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利 子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付 けを実施する。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について、貸付計画額を39億円とする。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通する。

その貸付枠は、600億円とする。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務 保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進する。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施する。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を 促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研 修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支 援センターによる貸付制度を通じた支援を行う。

その貸付枠は、5億円とする。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、「農林水産省政策評価基本計画」(5年間計画)及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)や事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進する。

I 森林の有する多面的機能の発 揮に関する施策

1 面的なまとまりを持った森林経営の確立

(1)森林施業及び林地の集約化

施業の集約化の促進を図るため、森林組合等による森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、森林所有者の合意形成の活動、既存路網の簡易な改良に対して支援するとともに、施業提案や森林境界の確認の手法として3次元地図や過去の空中写真等の森林情報の活用を推進する。

また、森林経営計画に基づき面的まとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった丈夫で簡易な路網の開設等を支援するとともに、税制上の特例措置や融資条件の優遇措置を講ずる。

加えて、市町村森林整備計画において、地域に最 も密着した行政機関である市町村が主体的かつ柔軟 に、発揮を期待する機能ごとの区域とその施業方法 を決定するとともに、これらの区域や路網計画等の 図示化が進むよう、都道府県に対する助言等を行う。

さらに、森林組合等による森林施業の集約化を促進するため、森林組合が自ら森林の経営を行う際の手続の緩和や生産森林組合の事業の見直し等の措置を講ずる。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施 業団地の設定等の取組を推進する。

(2)森林関連情報の整備・提供

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、民有林と国有林を通じ、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施し、データの公表及び活用を進める。

森林関連情報については、リモートセンシングや クラウド等のICTの活用を進め、森林資源情報等の 精度向上を図るとともに、都道府県と市町村等との 間での共有を進める。このほか、森林施業の集約化 を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情 報が、個人情報保護に関する法令等に則しつつ、森 林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県 に対する助言等を行う。

また、森林所有者情報や境界情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、市町村における森林の土地の所有者等に関する情報を記載した林地台帳の整備を推進する。

2 再造林等による適切な更新の確保

(1)造林コストの低減

低コスト造林技術等の実証によるデータの収集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案や低密度 植栽の導入に向けた課題を検証するとともに、低コスト造林に資する成長に優れた品種の開発を進める ほか、苗木生産施設等の整備への支援、再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組む。

また、国有林のフィールドや技術力等を活かし、 低コスト造林技術の開発・実証等に積極的に取り組む。

(2)優良種苗の確保

主伐後の再造林を確実に実施するとともに、花粉発生源対策や地球温暖化防止等の社会的なニーズに対応した優良種苗の安定供給を図るため、種穂の生産拡大に対して支援するほか、新たな品種の開発に取り組む。

また、これらの優良種苗の生産拡大に向けて、コンテナ苗生産の技術研修等の取組、コンテナ苗等を 大量に供給するための生産施設等の整備に対して支援する。

(3) 伐採及び造林届出制度等の適正な運用

伐採後の造林に係る森林の状況報告等により、市町村における造林の実施状況の適確な把握を推進するなど、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図る。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図る。

(4)野生鳥獣による被害への対策の推進

造林樹種等の着実な成長を確保するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な捕獲及び防除技術の開発・実証を推進するとともに、防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲の支援等を行う。特に、野生鳥獣による被害が発生している森林等については、平成28(2016)年5月に成立した改正森林法に基づき、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じて防除対策を推進する。また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。

3 適切な間伐等の実施

不在村森林所有者の増加等の課題に対処するため、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講ずるとともに、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)等に基づき市町村による間伐等の取組を進めること等により、森林の適切な整備を推進する。また、間伐又は保育が適正に実施されていない森林に対して、行政の裁定による施業の代行を行う要間伐森林制度の適正な運用等を図る。

4 路網整備の推進

森林施業等の効率的な実施のため、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、トラック等が走行する林道等と、主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進する。

また、林業専用道等の機能強化のため、局部構造 の改良等を推進するほか、既設林道の長寿命化を図 るため、トンネルや橋梁等の計画的・定期的な点検 診断・補強等を推進する。

5 多様で健全な森林への誘導

(1)多様な森林への誘導と森林における生物多 様性の保全

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐 期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で 健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進す る。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。その際、国有林や公有林等において育成複層林化等の取組を先導的に進めるとともに、効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成等を図る。

加えて、原生的な森林生態系、希少な野生生物の 生育・生息地、渓畔林等水辺森林の保護・管理及び 連続性の確保、シカによる植生被害対策の実施等に ついて民有林と国有林が連携して進めるほか、森林 認証等への理解の促進等、森林における生物多様性 の保全と持続可能な利用の調和を図る。

(2)公的な関与による森林整備

自然条件や社会的条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が見込めない森林や、奥地水源の保安林における高齢級人工林等について、公益的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等を行う水源林造成事業等を実施するとともに、地方公共団体が森林所有者と締結する協定に基づき行う森林の整備等を支援する。

また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施する。

(3)再生利用が困難な荒廃農地の森林としての 活用

農地として再生利用が困難であり、森林として管理・活用を図ることが適当な荒廃農地について、地域森林計画への編入を推進するとともに、早生樹種の活用に向け、実証的な植栽等を通じて施業方法の

整理に取り組む。

また、住宅等の周辺にあり、既に森林化した荒廃 農地については、「グリーンインフラ」としての活 用を図るため、活用事例の情報収集等保安林の指定 に向けた取組を推進する。

(4)花粉発生源対策の推進

ア 少花粉スギ等の花粉症対策苗木の生産体制の 整備

少花粉スギ等の苗木生産量の増大を図るため、採 種園等の整備、人工交配による種子の生産拡大のた めの取組、花粉発生源対策に資するコンテナ苗等を 大量に供給するための生産施設等の整備や技術研修 等の取組を支援しつつ、成長に優れた少花粉スギ品 種等の開発に取り組む。

イ 花粉の少ない森林への転換等の推進

森林所有者に対する花粉症対策苗木への植替えの働きかけを支援するとともに、花粉発生源となっているスギ人工林等の伐倒とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進する。また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花着生状況調査やヒノキ雄花の観測技術の開発等に加え、スギ雄花着花特性検査の高度化や花粉飛散防止剤の実用化に向けた取組を推進する。

6 地球温暖化防止策及び適応策の推進

(1)地球温暖化防止策の推進

平成32(2020)年度及び平成42(2030)年度に おける我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向 け、政府の「地球温暖化対策計画」に掲げる森林吸 収量の目標(平成32(2020)年度:約3,800万CO₂ トン(2.7%)以上、平成42(2030)年度:約2,780 万CO₂トン(2.0%))を達成するため、安定的な財 源確保についての検討も行いつつ、「森林・林業基本計画」や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等に基づき、年平均52万haの適切な間伐や造林等を通じた健全な森林整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマスの利用等の森林吸収源対策を推進する。

(2)二酸化炭素の吸収量の確保

京都議定書第 1 約束期間(平成20(2008)年から 平成24(2012)年まで)に引き続き、平成25 (2013)年以降においても森林吸収量を算定し、報 告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材 製品(HWP)の炭素蓄積変化量の把握等必要な基礎 データの収集、分析等を行う。あわせて、平成32 (2020)年以降の算定ルールの開発及び各国との戦 略的対話を行う。

(3)地球温暖化の影響に対する適応策の推進

平成27(2015)年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」及び平成27(2015)年8月に策定(平成29(2017)年3月に改定)された「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、地球温暖化との関連性が指摘されている集中豪雨等に起因する山地災害への対応、将来影響について知見の少ない人工林等における影響把握等の研究・技術開発等を推進する。

(4)地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的なルールづくり等に積極的に参画し、貢献する。また、二国間オフセット・クレジット制度(JCM)*1におけるREDD+*2の実施ルールを検討するとともに、開発途上国の劣化した森林や荒廃地における森林の再生技術の普及、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民

^{*1} 開発途上国において優れた低炭素技術の普及や緩和活動を実施し、開発途上国の持続可能な開発に貢献するとともに、温室効果 ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する制度。

^{*2} 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減 (REDD: Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries) に、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化を加えたもの。

間企業等によるREDD+への参入等に対して支援する。

7 国土の保全等の推進

(1)災害からの復旧の推進

異常な天然現象により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業*3により復旧を図るとともに、新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図る。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合には、林道施設災害復旧事業*4、災害関連山村環境施設復旧事業及び森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)*5により、早期復旧を図る。

さらに、大規模災害発生時には、森林管理局等により被害箇所の調査を迅速に実施するとともに、山地災害が確認された場合には、災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、都道府県に対する支援を引き続き迅速かつ円滑に実施する。

(2)適正な保安林の配備及び保全管理

水源の涵養、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定するなど、保安林の配備を計画的に推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図るほか、伐採、転用規制等の適切な運用を図る。

(3)地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっているほか、山腹崩壊等

に伴う流木災害が顕在化するなど、山地災害の発生 形態が変化していることを踏まえ、山地災害による 被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考 え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効 果的かつ効率的な治山対策を推進する。具体的には、 山地災害の発生する危険性の高い地区のより適確な 把握に向け、山地災害危険地区の再調査を推進する。 また、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図 るための治山施設の設置等のハード対策や、地域に おける避難体制の整備等のソフト対策と連携して、 山地災害危険地区を地図情報として住民に提供する などの取組を総合的に推進する。さらに、重要な水 源地や集落の水源となっている保安林等において、 浸透能力及び保水能力の高い森林土壌を有する森林 の維持・造成を推進する。

特に、平成28 (2016) 年の熊本地震や台風第7号、第9号、第10号、第11号及び第16号に伴う集中豪雨等により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備との一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策を推進する。

また、国有林と民有林との連携による計画的な事業の実施、他の国土保全に関する施策と連携した流木災害対策の実施、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施を推進する。

(4)森林病虫獣害対策等の推進

マツ材線虫病による松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐*6を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹林等への樹種転換を推進する。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促

^{*3 「}公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を 復旧する事業。

^{*4 「}農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

^{*5 「}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき被災した森林を復旧する事業。

^{*6} 被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

進する。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、予防や駆除を積極的に推進する。林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図る。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森 林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を 地域との連携により推進する。

野生鳥獣による森林被害については、シカによる 被害を中心に深刻化していることから、鳥獣保護管 理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果 的かつ効率的な技術開発等を行うとともに、シカの 広域的な捕獲をモデル的に実施するなど地域の実情 に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置 等を講ずる。

8 研究・技術開発及びその普及

(1)研究・技術開発等の戦略的かつ計画的な推進

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を戦略的かつ計画的に推進する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構において、 「森林・林業基本計画」等に基づく森林・林業施策 について、その優先事項を踏まえ、

- ① 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理 技術の開発
- ② 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ③ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- ④ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による 多様な品種開発及び育種基盤技術の強化 等を推進する。

また、効率的な研究及びその成果の活用を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関等と連携して試験研究を推進する。

(2)効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が共同した林業普及指導事業を実施 するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導 水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や 研修を行うほか、林業普及指導員の普及活動に必要 な機材の整備等の経費について林業普及指導事業交 付金を交付する。

また、地域全体の森林づくりや林業の再生に向けた構想及びその実現に向けた活動の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施業等の集約化に取り組む林業事業体、市町村等を対象とした重点的な普及活動を効率的かつ効果的に推進する。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、 各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施す ることにより、林政の重要な課題に対応するための 人材の育成を図る。

9 山村の振興及び地方創生への寄与

(1)森林資源の活用による就業機会の創出ア 山村振興対策等の推進

「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図る。

また、山村地域の産業の振興に加え、住民福祉の 向上にも資する林道の整備等に対して助成するとと もに、振興山村や過疎地域等において都道府県が市 町村に代わって整備することができる基幹的な林道 を指定し、その整備に対して助成する。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進する。

加えて、振興山村や過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫による長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

イ 特用林産物の生産振興

きのこ生産に必要な資材の安定供給、新たな需要

の創出を通じた竹材の利用拡大等を図るため、

- ① きのこ原木に関する需給情報の収集・分析
- ② 竹の低コスト伐採集材システムの構築
- ③ 品目別の課題解決に向けた新規用途開拓の取組等に対して支援する。

また、原木しいたけ生産の経営安定を図るため、 生産性や品質向上に向けた実証的な取組に対して支援する。

さらに、東日本大震災の被災地等において、特用 林産物の生産効率の向上を図るため、生産、加工及 び流通施設の整備や被災生産者がきのこ等の生産を 再開するために必要な生産資材の導入等に対して支 援する。

ウ 森林資源の多様な利用

山村に豊富に存在する森林資源を活用し、山村の 活性化を図るため、

- ① 薪炭・山菜等の山村の地域資源の発掘・活用を 通じた所得・雇用の増大を図る取組に対する支援
- ② 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設整備等に対する支援
- ③ 林家やNPO等が専ら自家労働等により間伐し、 間伐材を活用する取組等を促進するための伐採に 係る技術の習得や安全指導等に対する支援 を実施する。

(2)地域の森林の適切な保全管理

地域住民等から成る活動組織が実施する里山林の 景観の保全及び整備、侵入竹の伐採及び除去、広葉 樹をしいたけ原木等として利用するための伐採活動 等に対する支援を実施する。

(3)都市と山村の交流促進

森林景観や空間をレクリエーション等の観光や健康増進等に活用し、都市から山村に人を呼び込み交流を促進するため、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援する。

10 社会的コスト負担の理解の促進

森林の有する多面的機能の持続的発揮のための社会的コストの負担方法については、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在する。地球温暖化防止に果たす森林の役割への期待に応えつつ森林吸収源対策を含めた森林・林業の諸施策の着実な推進を図っていくため、どのような手法を組み合わせてコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)を含め、国全体としての財源確保等を検討する。

11 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(1)多様な主体による森林づくり活動の促進

国民参加の森林づくりを推進するため、

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施
- ② 「森林づくり」や「木づかい」に対する国民の 理解を醸成するための幅広い普及啓発
- ③ NPO等による森林づくり活動 に対して支援する。

(2)森林環境教育等の充実

ESD*7 (持続可能な開発のための教育) への取組が我が国でも進められていることを踏まえ、持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高めるための森林環境教育や木育を推進するため、

- ① 学校林等の身近な森林の活用等による幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化
- ② 林業後継者等の林業体験学習等の促進

- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が 森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた 森林及び施設の整備の推進
- ④ 地域住民等から成る活動組織が里山林等の整備 と一体的に実施する森林環境教育や研修活動に対 する支援

等を実施する。

12 国際的な協調及び貢献

(1)国際協力の推進

ア 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム(UNFF)、国連食糧農業機関(FAO)等の国際対話に積極的に参画し、貢献するほか、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進する。モントリオール・プロセス*8については、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会等の開催支援を行うほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携及び協調の促進等についても積極的に貢献する。

また、日中林業担当局庁の長による定期対話、日 韓林業分野におけるハイレベル定期対話、日中韓持 続可能な森林経営に関する3か国対話等を通じ、近 隣国との相互理解を推進する。

さらに、世界における持続可能な森林経営の推進 に向けた課題の解決に引き続きイニシアティブを発 揮していく観点から、森林・林業問題に関する幅広 い関係者の参加による国際会議を開催する。

イ 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術 開発

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑制や持続可能な森林経営を推進するため、JCMにおけるREDD+の実施ルールを検討する。また、開発途上国の劣化した森林や荒廃地における森林の再生技術の普及、森林保全が経済価値を創出する事業モデルの開発、民間企業等によるREDD+への参入等に対して支援する。

ウ 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施するとともに、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発計画調査型技術協力を実施する。

また、開発途上国からの要請を踏まえ、JICAを通じた森林・林業案件に対する無償資金協力及び円借款による支援を検討する。

さらに、日韓農林水産技術協力委員会及び日中農業協力グループ会議を通じた技術交流を推進する。加えて、日インド森林及び林業分野の協力覚書に基づき両国の協力を推進する。

エ 国際機関を通じた協力

国際熱帯木材機関(ITTO)の活動を通じ、熱帯地域における持続可能な森林経営及び違法伐採対策を推進する。

また、国連食糧農業機関 (FAO) への拠出を通じ、 開発途上国において森林吸収量を確保するための植 林計画等を盛り込んだ土地利用計画の策定に向けた 取組に対して支援する。

オ 民間組織による活動への支援

日中民間緑化協力委員会を通じた中国への植林協力等、我が国の民間団体等が行う海外での植林、森林保全の活動に対して支援する。

(2)違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、違法伐採 及びこれに関連する貿易に関する対話、開発途上国 における人材の育成、合法性等の証明された木材及 び木材製品(合法木材)の普及等による違法伐採対策 を推進する。

また、我が国においては、平成29(2017)年5月のクリーンウッド法の施行を踏まえ、違法伐採関連情報の提供、木材関連事業者登録の推進、合法伐採木材等の利用推進に取り組む協議会による教育・

広報活動等への支援により、合法伐採木材等の木材 関連事業者から一般消費者に至るまでの円滑な供給 及び普及拡大に対する取組を推進する。

Ⅱ 林業の持続的かつ健全な発展 に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指し、森林施業の集約化、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、経営感覚に優れた林業事業体の育成、林業労働力の確保等の施策を講ずる。

(1)効率的かつ安定的な林業経営の育成

効率的かつ安定的な林業経営の育成に向け、意欲 ある者による森林経営計画の作成、長期的な施業の 受委託、林業事業体の登録・評価、施業集約化に向 けた先行事例の他地域への普及を推進する。

なお、自己所有森林を中心に専ら自家労働等により施業を実行する林家等については、伐採に係る技術の習得や安全指導等への支援を図る。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づく金融・税制上の措置等を講ずる。

(2)スケールメリットを活かした林業経営の推進

施業集約化をより一層推進するため、ICTの活用等による森林所有者や境界の確認の効率化等を推進する。また、共有林等での施業促進、生産森林組合の活性化、森林組合系統による森林の保有・経営の円滑化、新たに森林経営をしようとする者による森林経営計画の作成促進等を図る。

(3)効率的な作業システムによる生産性の向上

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の 安定供給等を着実に推進するため、

- ① 森林作業道作設オペレーターや高度な架線集材 技能者の育成、素材や木質バイオマスの生産を効 率化する林業機械の開発・改良
- ② 低コスト造林技術等の実証によるデータの収 集・整理及びその導入に向けたノウハウの提案

③ 高性能林業機械の導入の支援等を実施する。

また、国有林においては、現場技能者等の育成の ための研修フィールドを提供する。

(4)経営感覚に優れた林業事業体の育成

林業事業体が厳しい経営環境下でも収益を確保 し、森林所有者の所得向上にも資するよう、森林所 有者に対し森林施業を提案する人材(森林施業プラ ンナー)や生産管理のできる人材の育成を図るととも に、他産業を含めた生産管理手法や先進事例の普及、 ICTを活用した生産管理手法の開発等を推進する。

さらには、「緑の雇用」事業により素材生産と造林・ 保育、森林作業道の作設等を兼務できる現場技能者 の育成を進める。

また、国有林においては、多様な立地を活かし、 事業の実施やニーズに適した研修フィールドの提 供、先駆的な技術の実証等を通じて林業事業体の育 成に寄与する。

2 人材の育成及び確保等

(1)人材の育成及び確保並びに活動の推進

ア 施業集約化等を担う人材及び地域の森林経営を 支援する人材の育成

森林施業プランナーについて、全国的に一定の質を確保しつつ、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある者を育成するため、研修カリキュラムや認定基準の策定、各種研修の実施等の取組に対して支援する。

また、市町村森林整備計画の策定等への支援を通じて、地域の新たな課題に対応し、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、森林所有者や森林施業プランナー等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレスター))による先進的な地域活動を支援する。また、その成果の「見える化」、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施する。

イ 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を

図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行うコンクール等に対して 支援する。

さらに、林業後継者の育成及び確保を図るため、 森林・林業関係学科の高校生等を対象にした就業体 験や山村地域の小中学生等を対象にした地域の森 林・林業に関する体験学習等に対して支援する。

ウ 女性林業者のネットワーク化等の促進

女性の林業への参画や定着を促進するため、全国 レベルの交流会の開催や優良活動事例等の情報提供 による女性林業従事者や女性林業グループ等のネッ トワーク化、女性の参入促進のための林業体験等を 支援する。

また、女性林業従事者の抱える問題の実態把握を 行うとともに、女性の林業への参入・定着対策を進 める。

(2)林業労働力及び労働安全衛生の確保

ア 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業への就業に向けて、林業大学校等において必要な知識等の習得を行うなど、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備のための給付金を支給する。

また、新規就業者等に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、その定着に向けた就業環境の整備に対して支援する。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成、労働安全衛生管理等に必要な知識並びに技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施する。これらの研修修了者については、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として農林水産省が備える名簿に登録することにより林業就業者のキャリア形成に対して支援する。

イ 雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる 林業事業体の社会保険及び退職金制度への加入状況 等に応じた雇用管理改善の指導を促進する。 また、林業事業体による従業員の雇用管理や処遇の改善に役立つよう作成した人事管理マニュアルの普及及び活用を推進するとともに、林業事業体の経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の物差しを持ち、経営者が適切に能力評価を行って処遇等に反映するための取組に対して支援する。

ウ 労働安全衛生の向上

近年の労働災害の発生状況を踏まえ、安全な伐木 技術の習得など就業者の技能向上のための研修、林 業事業体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災 害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステム の普及啓発等を効果的に実施する。

また、林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントの活用を推進する。

3 林業災害による損失の補塡

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補塡する森林保険の普及に引き続き努める。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保 に関する施策

1 原木の安定供給体制の構築

(1)原木供給力の増大

施業の集約化に加え、森林組合等による森林の保育や経営の円滑化、面的にまとまった共有林での施業促進等の取組を通じ、作業ロットの拡大を図る。また、川上と川中の事業者が連携し、中間仕分け等の工夫を通じて行う安定供給の確保や間伐材の供給力強化のための路網整備や間伐材生産を推進する。さらに、原木の安定調達のために川中事業者が自ら森林経営に乗り出す際の山林取得に必要な借入金に対して利子助成を行う。

(2)望ましい安定供給体制への転換

個々の林業事業体による小規模・分散的な原木供給から、原木を取りまとめて供給する体制への転換に向けて、広域化している木材流通に対応しつつ、 民有林と国有林とが連携した取組も含めた原木の工場直送・協定取引や原木市場による集荷等に必要な施設整備を実施・支援する。

(3)マッチングの円滑化

需給ギャップを解消し、原木の適時適切な供給を 実現するため、川上から川下までの関係者、国有林 及び都道府県が連携し、都道府県の境界を越えた需 要見通し、伐採計画、苗木の供給見通し及び原木市 況に関する情報の共有化を図る。

2 木材産業の競争力強化

(1)木材加工・流通体制の整備

地域における森林資源、施設の整備状況等を踏ま えながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活 かした木材加工・流通体制の整備を進めるため、

① CLT等の新たな製品への供給をはじめとする、 需要者ニーズに適確に対応した地域材の安定的・ 効率的な供給体制の構築に資する木材加工流通施 設等の整備に対する支援

- ② 生産性向上等の体質強化を図るための木材加工 流通施設整備、間伐材の生産、路網整備等の一体 的な支援
- ③ 地域材の供給力の増大と品質及び性能の確かな 木材製品の安定供給のための木材加工設備につい てのリースによる導入支援
- ④ 製材業、合板製造業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成等を実施する。

(2)品質及び性能の確かな製品供給等

品質及び性能の確かな製品を供給できるようにするため、乾燥施設の整備、大径材から得られる製材品の強度予測技術、製材・乾燥技術の開発等を支援するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進する。

(3)地域材の高付加価値化

地域で流通する木材を活かして住宅を建設する 「顔の見える木材での家づくり」等、工務店等と林業・ 木材加工業との連携による地域材の利用拡大に向け た取組に対して支援する。

3 新たな木材需要の創出

(1)公共建築物及び民間非住宅並びに土木分野 等への利用拡大

ア 公共建築物等

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第7条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進する。

また、同法第9条第1項に規定する市町村方針の 作成に対して支援する。

さらに、地域で流通する木材の利用の一層の拡大 に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ た、低コストでの木造公共建築物等の整備に対して 支援する。

このほか、木造公共建築物の整備に係る設計段階

からの技術支援、木造と他構造の施設の整備コスト 比較への支援及び木造公共建築物を整備した者に対 する利子助成等を実施する。

イ 非住宅、土木分野等

CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び成果を踏まえた活用方法の普及並びに国産材CLTの生産体制の整備を推進するとともに、CLT強度データ等の収集や耐火部材の開発を推進する。

また、中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築に携わる設計者等を育成する取組に対して支援する。

さらに、木造住宅等の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組に対して支援する。

加えて、製材用材の需要拡大に向けた新たな製品・ 技術の開発・普及や、店舗等の低層非住宅建築物の 木質化に向けた取組に対して支援する。

このほか、土木分野等における木材の利用について、関係業界への働きかけやワークショップ等を通じて促進する。

(2)木質バイオマスの利用

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するため、木材の供給等に関する情報提供、経済産業省及び都道府県と連携した発電施設の原料調達の円滑化を進めるとともに、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を支援する。

また、木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置、小規模発電の取組への助言等のサポートを行う体制の確立、燃料の安定供給体制の強化に向けた取組に対して支援する。

このほか、発電効率の高い木質バイオマス発電システム等の開発及び改良や、林地残材等の未利用材を原料とするCNF等の高付加価値製品の製造技術や利用技術等の開発を支援する。

(3)木材等の輸出促進

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、日本 産木材を利用した付加価値の高い木材製品の輸出 を、中国や韓国をはじめ、台湾、ベトナム等にも拡 大していくため、木材輸出に関する情報や事例を収 集し広く提供するとともに、

- ① 日本産木材により内装を木質化したマンション モデルルームによる展示及びPR
- ② 日本の加工技術を活かした輸出向け木材製品の 仕様作成及び試作
- ③ 常設展示施設における日本産木材製品のPR及び販売促進活動
- ④ 国内検討会やセミナーの開催等による輸出情報 の共有及び輸出促進体制の強化
- ⑤ 木材輸出のポテンシャルに関する市場調査 等の取組を支援する。

また、将来的な輸出拡大に向け、森林認証制度を 普及促進していくため、協議会の設置や認証取得に 向けた合意形成等の取組に対して支援する。

4 消費者等の理解の醸成

木を使うことが地球温暖化防止、森林の整備、林業及び山村の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進及び地域で流通する木材等の森林資源の利用の拡大を図るため、シンポジウムの開催や展示会への出展等による「木づかい運動」の推進、森林づくり活動等と一体となった広報、イベント開催等の普及啓発活動を実施する。

特に、木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を利用し地域の活性化につなげている取組等、木材を活用した様々な取組を幅広く表彰する活動(ウッドデザイン賞等)を支援する。

また、木への親しみや木の文化への理解を深め、 木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の取組を広 げるため、これまで開発した木育プログラムの活用 による木育指導者の養成等、効果的な木育の推進を 図る。

5 林産物の輸入に関する措置

WTO交渉や、EU等との間におけるEPA (経済連携協定)及びFTA (自由貿易協定) 交渉に当たって

は、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林 の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正 な貿易の確保や、国内の林業・木材産業への影響に も配慮して対処する。また、持続可能な森林経営、 違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集、 交換及び分析を行い、国際的な連携を図る。

IV 東日本大震災からの復旧・復 興に関する施策

(1)災害からの復旧の推進

東日本大震災により被災した治山施設について、 引き続き治山施設災害復旧事業により復旧を図ると ともに、地震により発生した崩壊地等については治 山事業により着実な復旧整備を図る。

また、林道施設についても、林道施設災害復旧事業により、着実な復旧を図る。

(2)被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、 津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進する。

なお、生育基盤の造成等に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材を活用することにより災害廃棄物処理の促進に貢献するとともに、NPO等の民間団体とも連携しつつ植栽等を推進する。

(3)放射性物質の影響がある被災地の森林・林 業の再生

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行う。

また、放射性物質の拡散防止等を目的として技術 実証を実施した箇所において、モニタリング調査等 を実施し、効果を検証する。加えて、避難指示区域 等において、避難指示解除後の林業の再生を円滑に 進められるよう実証事業を実施するとともに、林業 の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実 施する。

さらに、被災地における森林整備を円滑に進める ため、伐採に伴い発生する副産物の減容化や、木質 バイオマスの利用の推進、ほだ木等の原木林の再生 等に向けた取組を推進する。

加えて、消費者に安全な木材製品を供給するため、

木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査・分析、木材製品等の流通調査・分析や木材製品等の安全を確保するための安全証明体制の検討・構築に対して支援する。

このほか、放射性物質が付着したことにより利用できず、製材工場等に滞留している樹皮(バーク)の処理費用等に対して支援する。

(4)放射性物質の影響に対応した安全な特用林 産物の供給確保

安全な特用林産物を供給するため、安全な山菜、 きのこ等の栽培方法や利用方法の確立、産地の放射 性物質による汚染を低減させる技術の検証に対して 支援するとともに、放射性物質による影響を回避す るためのほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の整備を 支援する。

また、都県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施する。

(5)東日本大震災からの復興に向けた木材等の 活用

被災者の住宅再建及び被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した 木造復興住宅等の普及を推進する。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を引き続き推進する。

V 国有林野の管理及び経営に関 する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布するなど国民生活に重要な役割を果たしており、さらに、民有林への指導やサポート等、林業の成長産業化に貢献するよう、「国民の森林」として管理経営する必要がある。

このため、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、森林・林業施策全体の推進に貢献するよう、「森林・林業基本計画」等に基づき、次の施策を推進する。

(1)多様な森林整備の推進

「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年 法律第246号)等に基づき、32森林計画区において、 地域管理経営計画、国有林野施業実施計画及び国有 林の地域別の森林計画を策定する。

国民の二一ズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源滋養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進する。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。具体的には、人工林の多くがいまだ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しつつあることを踏まえ、間伐を推進するとともに、針広混交林へ導くための施業、長伐期施業、小面積かつモザイク的配置に留意した施業等を推進する。なお、再造林に当たっては、効率的かつ効果的な手法の導入に努める。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林 作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合 わされた路網の整備を推進するとともに、「公益的 機能維持増進協定制度」を活用した民有林との一体 的な整備及び保全の取組を推進する。

(2)治山事業の推進

国有林野の9割が保安林に指定されていることを 踏まえ、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整 備を計画的に進める。

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する 集中豪雨や地震・火山等による大規模災害の発生の おそれが高まっていることを踏まえ、山地災害によ る被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の 考え方に立ち、民有林における国土保全施策との一 層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推 進し、地域の安全と安心の確保を図る。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、予防治山対策や火山防災対策の強化、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策等を推進する。また、国有林と民有林との連携による計画的な事業の実施、他の国土保全に関する施策と連携した流木災害対策の実施、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施を推進する。

さらに、大規模災害発生時には、森林管理局等において、被害箇所の調査を迅速に実施するとともに、山地災害が確認された場合には、災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を迅速かつ円滑に実施する。

(3)生物多様性の保全

生物多様性の保全の観点から、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育し、又は生息する森林については、厳格な保護・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進する。渓流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。その他の森林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な森林の整備及び保全を推進する。

また、野生生物や森林生態系等の状況を適確に把握し、自然再生の推進、国内希少野生動植物種の保護を図る事業等を実施する。

さらに、世界自然遺産及びその候補地における森

林の保全対策を推進するとともに、世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野において、森林景観等に配慮した管理経営を行う。

森林における野生鳥獣被害防止のため、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施するほか、地域住民等の多様な主体との連携により野生鳥獣と住民との棲み分け又は共存に向けた地域づくりのための事業等を実施する。

二酸化炭素の吸収源として算入される天然生林の 適切な保護及び保全を図るため、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者への マナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・ 管理活動を実施する。

2 林業の成長産業化への貢献

(1)森林施業の低コスト化の推進と技術の普及

路網と高性能林業機械とを組み合わせた効率的な間伐や、コンテナ苗を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」、複数年契約による事業発注等、低コストで効率的な作業システムの実証を推進する。これらの取組について、各地での事業展開を図りつつ、現地検討会等を開催し、地域の林業関係者との情報交換を行うなど、民有林への普及・定着に努める。また、民有林経営への普及を念頭に置いた林業の低コスト化等に向けた技術開発に、産官学連携の下で取り組む。

さらに、林業事業体の創意工夫を促進し、施業提 案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野 事業の発注等を通じた林業事業体の育成を推進す る。

(2)民有林との連携

「森林共同施業団地」を設定し、国有林と民有林 が連携した事業計画の策定に取り組むとともに、国 有林と民有林とを接続する効率的な路網の整備や連 携した木材の供給等、施業集約に向けた取組を推進 する。

森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者の連携促進や市町村森林整備計画の

策定とその達成に向けた支援等を行う。また、森林 管理署等と都道府県の森林総合監理士等との連携に よる「技術的援助等チーム」の設置等を通じた民有 林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業 関係の教育機関等において、森林・林業に関する技 術指導等に取り組む。

さらに、「林業成長産業化地域」において、民有 林と連携した供給先確保等の取組を行う。

(3)木材の安定供給体制の構築

適切な施業の結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、未利用間伐材等の木質バイオマス利用等の新規需要の開拓に向け、安定供給システム販売等による国有林材の戦略的な供給に努める。その際、林産物の供給に当たっては、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に向けて取り組む。また、国産材の安定供給体制の構築に資するため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大など国産材の流通合理化を図る取組に対して支援する。このほか、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給に取り組む。

さらに、国産材の2割を供給し得る国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、必要に応じて供給時期の調整等を行うため、地域の需給動向及び関係者の意見等を迅速かつ適確に把握する取組を推進するとともに、インターネット等を活用した事業量の公表に努める。

3 「国民の森林」としての管理経営と国有 林野の活用

(1)「国民の森林」としての管理経営

国有林野の取組について国民との双方向の情報受発信に努め、国民の期待や要請に適切に対応していくため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の適確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努める。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」

の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのプログラムの作成及び学習コース等のフィールドの整備を行い、それらの情報を提供するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して森林環境教育を推進する。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林」など国民参加の森林づくりを推進する。

(2)国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の 意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住 民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等に よる国有林野の活用を積極的に推進する。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮 しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資 する国有林野の活用にも努める。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備や自然観察会等を実施するとともに、観光資源としての魅力の向上、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進する。

VI 団体の再編整備に関する施策

森林組合が、国民や組合員の信頼を受けて、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことができるよう、森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制体制の構築、法令等遵守(コンプライアンス)意識の徹底、経営の透明性の確保等、事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行う。

また、施業集約化の促進や生産性向上等による効率的な事業基盤の整備、原木の安定供給体制の構築、組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり、これらの取組の適確なフォローアップ等を内容とする森林組合系統運動方針の実効性の確保に向けた指導を行う。